

神奈川県子どもの貧困対策推進計画 (令和２年度～令和６年度)

令和４年度 点検・結果報告書

令和６年３月
神奈川県

1 計画の進捗管理について

(1) 計画の概要

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づき、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を平成27年3月に策定した。

令和元年度で5年間の計画期間が終了したが、引き続き、子どもの貧困対策を総合的に推進するため計画を改定した。

ア 計画のめざすすがた

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざす。

イ 対象地域

神奈川県全域（政令市、中核市を含む。）

ウ 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

エ 計画の構成

第1章 計画の概要

第2章 神奈川県の子どものとりまく現状と課題

第3章 子どもの貧困に関する施策の方向性

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

- | | |
|---------|-------------------------------|
| <主要施策1> | 教育の支援 |
| <主要施策2> | 生活の安定に資するための支援 |
| <主要施策3> | 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 |
| <主要施策4> | 経済的支援 |
| <主要施策5> | 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり |

222 の
構成事業

第5章 計画の推進と進捗管理

第6章 調査研究

オ 施策展開上のポイント

本県の子どもの貧困の状況や施策の実施状況を把握し、その対策の効果などを検証・評価するために、「神奈川県・子どもの貧困に関する指標」を設定。

指標の改善に向け、5つの主要施策を定め、222の事業が位置づけられている。

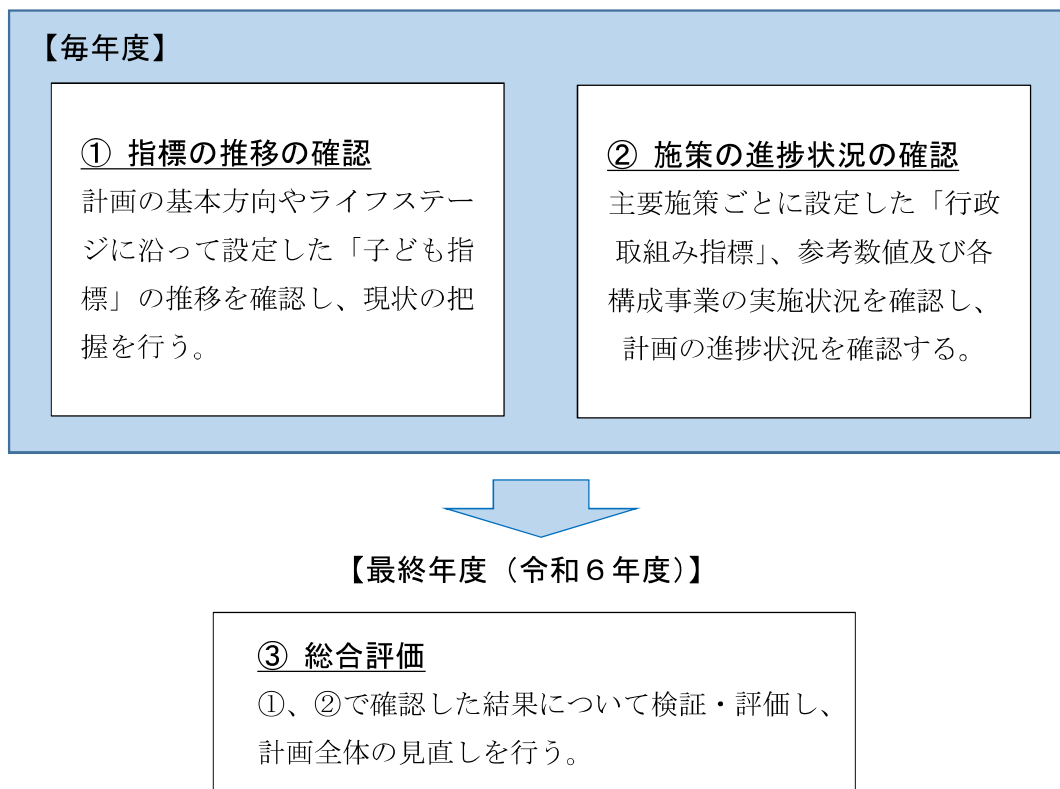
(2) 計画の進捗管理

ア 進捗管理等の概要

計画では、計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置付けた構成事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行い、計画の進捗管理を行うとともに、計画期間の最終年度（必要に応じて中間年）に、取組みの実績について検証・評価を行い、計画全体の見直しを行うこととしている。

イ 進捗管理等の方法

計画の指標の推移及び施策の進捗状況を確認し、検証・評価を行う。



(3) 進捗管理における指標等の位置づけ

ア 指標の概要

計画では、子どもの貧困に関する指標として、「子ども指標」、「行政取組指標」を、また、指標以外に参考数値を設定している。（それぞれに国の「子どもの貧困対策に関する大綱」で設定されている指標の一部を含む。）

イ 指標の分類と確認方法

指標の分類ごとの件数、特徴、進捗管理の方法は次表のとおり。

表 指標等の分類と確認方法

分類		子ども指標	行政取組み指標	参考数値
件数 (うち国大綱 と同じ指標)		20 件 (9 件)	10 件 (1 件)	14 件 (4 件)
特 徴	性格	子どもの貧困に関 連する子ども自身 の状況や子どもを 取り巻く状況を示 すもの。	行政の取組み状況を示すもの。	
	枠組	計画の基本方向と ライフステージに 沿って設定	計画の主要施策ごとに設定	
	目標 数値	□ 設定しない。 端的な数値目標 の設定が困難であ ること、また、目標 設定により対象と なる子ども、保護 者に過度なプレッ シャーや不利益が 生じるおそれがあ るため。	■ 設定する。 施策の効果が課 題の改善に直結 するものとして、そ れぞれ目標を設 定し、取組みの着 実な推進を図る。	□ 設定しない。 行政取組み指標と 同様の性格では あるが、端的な数 値目標の設定が 困難であるため、 数値の推移を確 認する。
進捗管理の 方法		「2 指標の推移の 確認」で数値の推 移を確認	「3 施策の進捗状況の確認」で目標数 値の達成率又は数値の推移を確認	

※ 各指標、参考数値の一覧は、【別添 1】参照

2 指標の推移の確認

計画で設定した「子ども指標」(20件)について、数値の推移を確認する。
原則*として、令和4年度の数値について、前年度からの推移を確認するとともに、全国の数値があるものについては、全国の数値との比較を行う。

* 令和4年度の数値が確定していないものについては、3年度の数値について、2年度の数値と比較した。

(1) 教育の機会の保証

(学童期～青年前期)

【進学率】 ★：国の大綱と同じ指標（以下同じ） <上段：県、下段：全国>

指 標		R3年度	R4年度	前年度比
①	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 ★	96.6%	96.0%	▲0.6
		93.7%	93.8%	+0.1
②	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）★ 【政令市、中核市除く】	100%	100%	±0
		97.7%	(※) — %	—

(※) 全国数値について、令和5年11月末時点で未発表

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、前年度から0.6ポイント減少しているが、引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 本県の児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）は、前年度と同率の100%である。

【参考】

(県内の公立中学校及び義務教育学校対象)

指 標	R3年度	R4年度	前年度比
中学校卒業後の高等学校等の進学者数	66,512人	67,394人	+882
中学校卒業後の高等学校等の進学率	99.1%	99.1%	±0

出典 令和4年度 公立中学校等卒業者の進路の状況（神奈川県教育委員会）

- ・ 本県の全世帯の中学校（公立）卒業後の進学率は、前年度と同率である。

【就学援助率】

<上段：県、下段：全国>

指 標		R3年度	R4年度	前年度比
③ 就学援助率 (※1)	小学校	13.1%	(※2)	—
		13.4%		—
	中学校	16.0%		—
		16.0%		—

(※1) 就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校
の前期課程を含む）児童生徒数で除して算出したもの

(※2) 令和4年度数値について、令和5年11月末時点で未発表

- ・ 令和3年度の本県の就学援助率は、小学校・中学校ともに令和2年度
(小学校 13.4%、中学校 16.5%)から減少（小学校 0.3 ポイント、中学校 0.5
ポイント減少）となり、「小学校」では全国の数値を下回っている。

(青年中期以降)

【進学率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R3年度	R4年度	前年度比
④	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 ★	48.1%	46.9%	▲1.2
		39.9%	42.4%	+2.5
⑤	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校等卒業後) ★ 【政令市、中核市除く】	35.3%	22.2%	▲13.1
		38.6%	(※) —%	—

(※) 全国及び県の数値について、令和5年11月末時点で未発表

- ・ 本県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、前年度から1.2ポイント減少しているが、引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 本県の児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）は、前年度から13.1ポイント減少した。

【参考】

(県 公立全日制 対象)

指 標	R3年度	R4年度	前年度比
高等学校卒業後の大学等進学者数	24,962 人	24,867 人	▲95
高等学校卒業後の大学等進学率	60.9%	63.4%	+2.5

出典 令和4年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況（神奈川県教育委員会）

- ・ 本県の全世帯の高等学校（公立全日制）卒業後の大学等進学率は、前年度から 2.5 ポイント増加している。

【中途退学率】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標			R3年度	R4年度	前年度比
⑥	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率 ★		2.8%	3.3%	+0.5
			3.6%	3.3%	▲0.3
⑦	高等学校等中途退学率 (公立・全世帯) ★	全日制	0.9%	1.1%	+0.2
			0.7%	0.8%	+0.1
		定時制	8.9%	9.7%	+0.8
			7.1%	7.8%	+0.7
		通信制	9.1%	7.8%	▲1.3
			4.7%	5.0%	+0.3
⑨	高等学校等中途退学率 (私立・全世帯) ★	全日制	1.1%	1.3%	+0.2
			1.2%	1.4%	+0.2
		通信制	3.0%	3.3%	+0.3
			3.5%	3.5%	±0

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率は、前年度から0.5ポイント増加となり、全国と同率である。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学率は、公立・私立のほぼすべての区分（公立・通信制を除く）で前年度から0.2～0.8ポイント増加となっている。
- ・ 「公立」ではすべての区分で引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 「私立」ではすべての区分で引き続き全国の数値を下回っている。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学率を区分別に見ると、「公立・定時制」が9.7%で最も高く、次いで「公立・通信制」が7.8%であった。

【中途退学者数】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標			R3年度	R4年度	前年度比
⑧	高等学校等中途退学者数 (公立・全世帯) ★	全日制	1,089人	1,262人	+173
			12,971人	14,540人	+1,569
		定時制	459人	463人	+4
			5,115人	5,395人	+280
		通信制	331人	287人	▲44
			2,521人	2,696人	+175
⑩	高等学校等中途退学者数 (私立・全世帯) ★	全日制	769人	933人	+164
			12,493人	14,383人	+1,890
		通信制	19人	29人	+10
			5,724人	6,288人	+564

- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学者数は、公立の通信制は前年度から減少となったが、公立の全日制、定時制、私立の全日制、通信制では増加した。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学者数を区分別に見ると、「公立・全日制」が1,262人で最も多く、次いで「私立・全日制」が933人、「公立・定時制」が463人であった。

【奨学給付金の状況】

〈全国の数値無し〉

指 標			R3年度	R4年度	前年度比
⑪	高校生等奨学給付金（公立）の 受給人数・受給率（※）	受給人数	11,818人	11,271人	▲547
		受給率	9.0%	8.8%	▲0.2
⑫	高校生等奨学給付金（私立）の 受給人数・受給率（※）	受給人数	4,936人	4,884人	▲52
		受給率	7.1%	6.9%	▲0.2

（※）受給人数＝県内公立高等学校（専攻科及び別科除く）及び中等教育学校後期課程（私立の場合は県内私立高等学校）で高校生等奨学給付金を受給した生徒数
 受給率＝受給人数／5月1日時点の同生徒（私立は、県内の全日制・通信制高等学校在籍）数

- ・ 本県の高校生等奨学給付金の受給状況は、「公立」「私立」とともに受給者数、受給率は微減している。

（その他）

【母子父子寡婦福祉資金の貸付】

〈全国の数値無し〉

指 標			R3年度	R4年度	前年度比
⑬	母子父子寡婦福祉資金の 貸付件数	修学資金	337件	240件	▲97
		就学支度資金	124件	129件	+5

- ・ 本県の母子父子寡婦福祉資金の貸付件数は、修学資金（▲97）は前年度から減少、就学支度資金（+5）は前年度から微増となっている。

（２）生活の安定

（妊娠期～乳幼児期）

【保育所等利用児童数・利用率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標			R3年度	R4年度	前年度 比
⑭	保育所等利用児童数・利用率 (※)	利用児童数	167,590人	170,241人	+2,651
			2,742,071人	2,729,899人	+12,172
		利用率	40.1 %	42.4%	+2.3
			49.4%	50.9%	+1.5

（※）各年度4月1日時点。利用率＝利用児童数／就学前児童数

- ・ 本県の保育所等利用児童数は、前年度から 2,651 人増加となった。

(学童期～青年期)

【就職率(中学校卒業後)】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R3年度	R4年度	前年度比
⑮	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後) (※1)	0.3%	0.4%	+0.1
		1.0%	1.1%	+0.1
⑯	児童養護施設の子どもの就職率 (中学校卒業後)【政令市、中核市除く】(※2)	0%	0%	±0
		0.6%	(※3) - %	—

(※1) 生活保護世帯に属する子どもが中学校卒業後、就職した割合

(※2) 児童養護施設の子どもの中学校卒業後、就職した割合

(※3) 全国及び県の数値について、令和5年11月末時点で未発表

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの「中学卒業後」の就職率は、前年度と比べ0.1%増加しているが、引き続き全国の数値を下回っている。
- ・ 本県の児童養護施設の子どもの「中学卒業後」の就職率は、前年度、今年度ともに0.0%となっている。

【参考】

(県内の公立中学及び義務教育学校 対象)

指 標	R3年度	R4年度	前年度比
中学校卒業後、就職した人数 (就職のみの者)	45 人	52 人	▲7
中学校卒業後、就職した割合	0.1%	0.1%	±0

出典 令和4年度 公立中学校等卒業者の進路の状況 (神奈川県教育委員会)

- ・ 本県の全世帯の公立中学及び義務教育学校卒業後の就職率は、前年度と同率である。

(青年中期以降)

【就職率(高等学校卒業後)】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R3年度	R4年度	前年度比
⑰	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	30.9%	31.4%	+0.5
		41.3%	39.6%	▲1.7
⑱	児童養護施設の子どもの就職率 (高等学校卒業後)【政令市、中核市除く】	44.1%	66.6%	+22.5
		53.8%	(※) - %	—

(※) 全国の数値について、令和5年11月末時点で未発表

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等卒業後の就職率は、前年度から 0.5 ポイント増加しているが、引き続き全国の数値を下回っている。
- ・ 本県の児童養護施設の子どもの「高等学校等卒業後」の就職率は、前年度から 22.5 ポイント増加となっている。

【参考】

(県 公立全日制 対象)

指 標	R3年度	R4年度	前年度比
高等学校卒業後、就職した人数	3,674 人	3,288 人	▲386
高等学校卒業後、就職した割合	9.0%	8.4%	▲0.6

出典 令和4年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況（神奈川県教育委員会）

- ・ 本県の全世帯の高等学校（公立）等卒業後の就職した割合は、前年度から 0.6 ポイント減少している。

【地域若者サポートステーションの相談受付】

〈全国の数値無し〉

指 標	R3年度	R4年度	前年度比
⑲ 地域若者サポートステーションの相談受付件数	4,221件	4,219件	▲2

- ・ 本県の地域若者サポートステーションの相談受付件数は、前年度とほぼ同数である。

（３）経済基盤の維持

（その他）

【児童扶養手当の受給】

〈全国の数値無し〉

指 標			R3年度	R4年度	前年度比
⑳	児童扶養手当の受給資格者と 受給対象児童数	受給資格者	54,676人	53,323人	▲1,353
		受給対象 児童数	66,634人	63,895人	▲2,739

- ・ 本県の児童扶養手当の受給資格者は 1,323 人、受給対象児童数は 2,739 人、それぞれ前年度から減少となった。

【参考】

(県)

指 標	R3年度	R4年度	前年度比
0-18 歳の児童数	(※1) 1,379,102 人	(※2) 1,359,920 人	▲19,182
0-18 歳の児童数のうち、支給対象児童数の占める割合	4.8%	4.7%	▲0.1%

(※1) 令和4年1月1日時点

出典 神奈川県年齢別人口統計調査

(※2) 令和5年1月1日時点

- ・ 神奈川県 0-18 歳の児童数のうち、支給対象児童数の占める割合は令和3年度 4.8%、令和4年度の 4.7%となっている。

3 施策の進捗状況の確認

- ・ 計画で設定した「行政取組み指標」(10 件)について、令和4年度の実績値から目標数値(令和6年度)の達成状況(達成率)を確認する。
- ・ また、同じく行政の取り組み状況を表す「参考数値」については、令和4年度の数値について、前年度からの推移を確認するとともに、全国の数値があるものについては、全国の数値との比較を行う。

(1) 教育の支援

ア 行政取組み指標

★：国の大綱と同じ指標（以下同じ）

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標			R3年度	R4年度	R6目標
①	スクールカウンセラーの配置率 ★ ※政令市除く	小学校	100%	(※1)	100%
			100%	—	
		中学校	100%	(※1)	100%
			100%	—	
②	母子・父子自立支援員相談受付件数 (児童(教育等))【政令市、中核市除く】		2,359件	2,869件	(※2)
			—	—	

(※1) 県の数値について、令和5年11月末時点で未発表

(※2) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000 件)しているため、達成率は後述

イ 参考数値

【スクールソーシャルワーカーの配置・実績】 <上段：県、下段：全国>

指 標			R3年度	R4年度	前年度比
①	スクールソーシャルワーカーの配置人数		147 人	(※2)	—
			3,091 人		—
②	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(※1) 【政令市・中核市除く】	小学校 ★	47.9%		—
			63.2%		—
		中学校 ★	55.3%		—
			68.1%		—
		高等学校(県立)	78.0%	78.0%	±0

(※1) 小学校・中学校：県内公立小・中学校のうち、補助事業を活用したSSWによる対応実績のある小・中学校の割合。高等学校：県立高等学校の全課程のうち、SSWによる対応実績のある県立高等学校の課程数の割合

(※2) 全国及び県の数値について、令和5年11月末時点で未発表

- ・ 本県のスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合は、「高等学校(県立)」では前年度と同率である。

【学用品費等の支援】

<上段：県、下段：全国>

指 標			R3年度	R4年度	前年度比
③	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）★		90.9%	90.9%	±0
			81.1%	82.3	+1.2
④	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 ★	小学校	100%	100%	±0
			83.7%	84.9%	+1.2
		中学校	100%	100%	±0
			85.1%	86.2%	+1.1

- ・ 本県の就学援助制度に関する周知状況は、前年度と同率であり、全国の数値を上回っている。
- ・ 本県の新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況は、「小学校」、「中学校」ともに100%であり、いずれも全国の数値を上回る実施率である。

【学校給食】

＜全国の数値無し＞

指 標			R3年度	R4年度	前年度比
⑤	学校給食実施率 () 内は完全給食実施率	小学校	99.8%	99.6%	▲0.2
			(99.8%)	(99.6%)	▲0.2
		中学校	99.0%	99.0%	±0
			(82.3%)	(90.2%)	+7.9
		義務教育学校	100%	100%	±0
			(100%)	(100%)	±0

- ・ 本県の学校給食実施率は、小学校では0.2%減少し、中学校、義務教育学校では前年度と同率である。

【地域における学習支援等】

＜全国の数値無し＞

指 標		R3年度	R4年度	前年度比
⑥	地域未来塾の実施箇所 【政令市、中核市除く】	13箇所	10箇所	▲3
⑦	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数	31市町村	31市町村	±0
⑧	学習支援を実施している市町村数（市町村の独自財源）	10市町村	10市町村	±0
⑨	放課後子ども教室の実施箇所数 【政令市、中核市除く】	178箇所	177箇所	▲1

- ・ 地域未来塾の実施箇所は、前年度より3箇所減少している。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数は、前年度と同じ31市町村である。
- ・ 市町村の独自財源により学習支援を実施している市町村数は、前年度と同じ10市町村である。
- ・ 放課後子ども教室の実施箇所数は、前年度から微減している。

（２）生活の安定に資するための支援

ア 行政取り組み指標

＜上段：実績値、下段：達成率＞

指 標		R3年度	R4年度	R6目標
③	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	33市町村	33市町村	現状維持
		100%	100%	
④	養育支援訪問事業の実施市町村数	30市町村	30市町村	現状より増加
		(※1)	(※1)	
⑤	若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数	23件	12件	50件 (※2)
		46%	24%	

(※1) 目標が「現状(30 市町村)より増加」のため、達成率での表記はしない。

(※2) 令和 4 年度をもって事業終了。

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数は、前年度に引き続き 33 全市町村となり、目標達成の状態を維持している。
- ・ 本県の養育支援訪問事業の実施市町村数は、前年度と同じ 30 市町村となり、目標の「現状より増加」は達成できていない。
- ・ 本県の独自事業である若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数は前年度から 11 件減少の 12 件となり、達成率は 24%となった。

イ 参考数値

【放課後児童クラブの設置】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標		R3 年度	R4 年度	前年度比
⑩	放課後児童クラブの設置数	1,400 箇所	1,420 箇所	+20
		26,925箇所	26,683箇所	▲242

- ・ 本県の放課後児童クラブの設置数は、前年度から 20 箇所増加の 1,420 箇所となった。

【乳幼児健康診査】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標			R3 年度	R4 年度	前年度比
⑪	乳幼児健康診査の実施率 (受診率)	1 歳 6 か月	96.0%	(※)	—
			95.2%		—
		3 歳	94.5%		—
			94.6%		—

(※) 令和 4 年度の数値について、令和 5 年 11 月末時点で未発表

- ・ 本県の令和 3 年度の乳幼児健康診査の実施率について、1 歳 6 か月、3 歳ともに令和 2 年度（1 歳 6 か月：95.6 %、3 歳：94.2%）より増加している。

【子どもの居場所づくり】

＜全国の数値無し＞

指 標		R3 年度	R4 年度	前年度比
⑫	子ども（18 歳未満）を対象とした「子どもの居場所づくり」(※)を実施している市町村数	33 市町村	33 市町村	±0

(※) ⑨の「放課後子ども教室」を除く。

- ・ 子どもを対象とした「子どもの居場所づくり」を実施している市町村数は、前年度に引き続き 33 全市町村である。

【高校中退者などへの就業支援】

〈全国の数値無し〉

指 標		R3年度	R4年度	前年度比
⑬	地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	46.3%	47.2%	+0.9

- ・ 地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率は、前年度から 0.9 ポイント増加の 47.2%となった。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R3年度	R4年度	R6目標
⑥	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等)等)【政令市、中核市除く】	7,781件	9,284件	(※)
		—	—	
⑦	母子・父子自立支援プログラム策定者数【政令市、中核市除く】	93名	116名	80 名
		116%	145%	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000 件)しているため、達成率は後述

- ・ 本県の母子・父子自立支援プログラム策定者数は、前年度から 23 名増加の 116 名となり、目標を達成している。

(4) 経済的支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標			R3年度	R4年度	R6目標
⑧	母子・父子自立支援員相談受付件数(※)【政令市、中核市除く】	児童(教育等)	2,359件	2,869件	17,000 件
		生活一般(就労等)等	7,781件	9,284件	
		生活援護(福祉資金等)	11,819件	12,403件	
		合 計	21,959件	24,556件	
			129%	144%	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000 件)しているため、達成率は行政取り組み指標②、⑥と合わせて本表で整理する。

- ・ 本県の母子・父子自立支援員相談受付件数は、3 区分の合計で 24,556 件となり、目標を達成している。

(5) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R3年度	R4年度	R6目標
⑨	子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数	30市町村	32市町村	23市町村
		130%	139%	
⑩	「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合	※	72.8%	80%
		※	91%	

(※) 令和3年度は県民ニーズ調査での調査項目となっていないため未把握

- 子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数は、令和元年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、計画策定が市町村の努力義務となったことにより策定が進み、32市町村で制定されており、令和3年度、令和4年度共に目標を達成している。
- 「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合は令和元年(65%)から7.8ポイント増加している。

イ 参考数値

【実態調査等】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R3年度	R4年度	前年度比
⑭	貧困の状態にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数	9県市町村	13県市町村	+4

- 令和4年度に貧困の状態にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数は、前年度から4自治体多い13県市町村であった。

(6) その他の構成事業の実施状況

行政取り組み指標、参考数値として数値で確認したもの以外の構成事業の実施状況は、【別添2】のとおりとなっている。

神奈川県子どもの貧困対策推進計画(令和2年～令和6年) 指標一覧

別添1

(子ども指標)

(下段は国データ)

	基本方向	ライフ ステージ	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	所管局	所管所属
1	教育	学童期～青年前期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率★		%			95.2	96.6	95.6	96.6	96.0	福祉子どもみらい局	生活援護課
								93.7	94	93.7	93.7	93.8	福祉子どもみらい局	生活援護課
2	教育	学童期～青年前期	児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)★		%			98.2	100%	100	100	100	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
								95.8	98.20%	97.2	97.7	集計中	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
3	教育	学童期～青年前期	就学援助率	小学校	%	14.4	14.2	14.0	13.6	13.4	13.1	集計中	教育局	子ども教育支援課
						14.2	14.2	14.1	13.9	13.6	13.4	集計中	教育局	子ども教育支援課
				中学校	%	17.5	17.3	17.2	16.8	16.5	16.0	集計中	教育局	子ども教育支援課
						17.3	17.0	16.7	16.4	16.2	16.0	集計中	教育局	子ども教育支援課
4	教育	青年中期	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率★		%			37.4	39.9	38.3	48.1	46.9	福祉子どもみらい局	生活援護課
								36	36.1	37.3	39.9	42.4	福祉子どもみらい局	生活援護課
5	教育	青年中期	児童養護施設の子どもの進学率(高等学校等卒業後)★		%			25.9	31.00%	32.2	35.3	22.2	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
								30.8	43.84%	36.4	38.6	集計中	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
6	教育	青年中期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率★		%			4.9	5.3	3.5	2.8	3.3	福祉子どもみらい局	生活援護課
								4.1	4.3	4.1	3.6	3.3	福祉子どもみらい局	生活援護課
7	教育	青年中期	高等学校等中途退学率★ (公立・全世帯)	全日制	%			1.3	1.1	0.8	0.9	1.1	教育局	学校支援課
								0.8	0.7	0.6	0.7	0.8	教育局	学校支援課
				定時制	%			11.7	9.9	8.3	8.9	9.7	教育局	学校支援課
								9.3	8.5	7.1	7.1	7.8	教育局	学校支援課
8	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ (公立・全世帯)	通信制	%			11.2	10.6	9.8	9.1	7.8	教育局	学校支援課
								6.4	5.8	5.6	4.7	5.0	教育局	学校支援課
				全日制	人			1,698	1,351	991	1,089	1,262	教育局	学校支援課
								17,263	15,063	11,754	12,971	14,540	教育局	学校支援課
9	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ (私立・全世帯)	定時制	人			817	619	477	459	463	教育局	学校支援課
								7,668	6,710	5,426	5,115	5,395	教育局	学校支援課
				通信制	人			414	384	365	331	287	教育局	学校支援課
								3,582	3,265	3,103	2,521	2,696	教育局	学校支援課
9	教育	青年中期	高等学校等中途退学率★ (私立・全世帯)	全日制	%			1.0	0.9	0.8	1.1	1.3	福祉子どもみらい局	私学振興課
								1.3	1.2	1.0	1.2	1.4	福祉子どもみらい局	私学振興課
				通信制	%			3.4	4.4	2.7	3.0	3.3	福祉子どもみらい局	私学振興課
								5	4.1	3.0	3.5	3.5	福祉子どもみらい局	私学振興課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画(令和2年～令和6年) 指標一覧

別添1

(子ども指標)

(下段は国データ)

	基本方向	ライフ ステージ	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	所管局	所管所属
10	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ (私立・全世帯)	全日制	人			708	607	577	769	933	福祉子どもみらい局	私学振興課
								13,834	12,017	10,079	12,493	14,383	福祉子どもみらい局	私学振興課
				通信制	人			25	29	17	19	29	福祉子どもみらい局	私学振興課
11	教育	青年中期	高校生等奨学給付金(公立)の受給人	受給人数	人			6,153	5,711	4,518	5,724	6,288	福祉子どもみらい局	私学振興課
				受給率	%			14,214	12,801	12,116	11,818	11,271	教育局	財務課
								10.1	9.3	9.0	9.0	8.8	教育局	財務課
12	教育	青年中期	高校生等奨学給付金(私立)の受給人	受給人数	人			5,461	4,829	4,985	4,936	4,884	福祉子どもみらい局	私学振興課
				受給率	%			7.3	6.5	7.1	7.1	6.9	福祉子どもみらい局	私学振興課
13	教育	その他	母子父子寡婦福祉資金の貸付件数	修学資金	件			648	574	460	337	240	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
				就学支度資金	件			228	168	134	124	129	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
14	生活	妊娠期～乳幼児期	保育所等利用児童数・利用率	児童数	人				157,949	164,234	167,590	170,241	福祉子どもみらい局	次世代育成課
				利用率	%				36.7	38.7	40.1	42.4	福祉子どもみらい局	次世代育成課
15	生活	学童期～青年前期	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後) (下段は国データを記入)		%			0.9	0.7	0.7	0.3	0.4	福祉子どもみらい局	生活援護課
15	生活	学童期～青年前期			%			1.5	1.4	1	1	1.1	福祉子どもみらい局	生活援護課
16	生活	学童期～青年前期	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後) (下段は国データを記入)		%			1.8	0	0	0	0	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
16	生活	学童期～青年前期			%			2.4	0.39	1.2	0.6	集計中	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
17	生活	青年中期以降	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後) (下段は国データを記入)		%			39.8	37.1	35.7	30.9	31.4	福祉子どもみらい局	生活援護課
17	生活	青年中期以降			%			46.6	47.2	43.6	41.3	39.6	福祉子どもみらい局	生活援護課
18	生活	青年中期以降	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後) (下段は国データを記入)		%			66.7	58.6	54.8	44.1	66.6	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
18	生活	青年中期以降			%			62.5	42.34	55.4	53.8	集計中	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
19	生活	青年中期以降	地域若者サポートステーションの相談受付件数		件			3,817	3,765	3,734	4,221	4,219	福祉子どもみらい局	青少年課
20	経済	その他	児童扶養手当の受給資格者と受給対象児童数	受給資格者	人			58,037	56,616	55,799	54,676	53,323	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
				受給対象児童数	人			73,086	70,728	68,673	66,634	63,895	福祉子どもみらい局	子ども家庭課

(行政取組み指標)

(下段は国データ)

	主要施策	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標 (2024年度)	所管局	所管所属
1	教育	スクールカウンセラーの配置率★	小学校	%			100	100.0	100.0	100.0	集計中	100	教育局	子ども教育支援課
							67.8	88.5	90.0	92.1	集計中		教育局	子ども教育支援課
			中学校	%			100	100.0	100.0	100.0	集計中	100	教育局	子ども教育支援課
							89	96.6	97.0	97.1	集計中		教育局	子ども教育支援課
2	教育	母子・父子自立支援員相談受付件数 (児童（教育等）)	件			1,725	2,230	2,236	2,359	2,869	①	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
3	生活	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	市町村			33	33	33	33	33	現状維持	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
4	生活	養育支援訪問事業の実施市町村数	市町村			30	30	30	30	30	現状より増加	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
5	生活	若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数（※2）	件			-	25	48	23	12	50	福祉子どもみらい局	青少年課	
6	就労	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等)等)	件			5,617	7,396	7,389	7,781	9,284	②	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
7	就労	母子・父子自立支援プログラム策定者数	名			70	108	115	93	116	80	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
8	経済	母子・父子自立支援員相談受付件数 (生活支援（福祉資金等）)	件			9,348	10,339	12,113	11,819	12,403	③	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
9	基盤づくり	子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数	市町村					5	30	30	32	23	福祉子どもみらい局	次世代育成課
10	基盤づくり	「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合	%					65	—	—	72.8	80	福祉子どもみらい局	次世代育成課

※①、②、③の計17,000件

※2令和4年度をもって事業終了予定

(参考数値)

	主要施策	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	所管局	所管所属
1	教育	スクールソーシャルワーカーの配置人数	小学校	人			109	117	134	147	集計中	教育局	子ども教育支援課
2	教育	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校★	%			39.1	38.4	47.7	47.9	集計中	教育局	子ども教育支援課
			中学校★	%			50.9	54.2	56.9	63.2	集計中	教育局	子ども教育支援課
							52.3	48.0	52.0	55.3	集計中	教育局	子ども教育支援課
			高等学校（県立）	%			58.4	59.7	61.7	68.1	集計中	教育局	子ども教育支援課
3	教育	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）★		%		69.7	78.8	69.7	78.8	90.9	90.9	教育局	子ども教育支援課
				%		65.6	69.4	75.3	78.7	81.1	82.3	教育局	子ども教育支援課
4	教育	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況★	小学校	%			21.2	66.7	97.0	100.0	100.0	教育局	子ども教育支援課
			中学校	%			47.2	73.7	82.3	83.7	84.9	教育局	子ども教育支援課
							63.6	87.9	100.0	100.0	100.0	教育局	子ども教育支援課
			義務教育学校	%			56.8	78.9	83.8	85.1	86.2	教育局	子ども教育支援課
5	教育	学校給食実施率（ ）内は完全給食実施率	小学校	%			99.6	99.8 (99.8)	調査中止	99.8 (99.8)	99.6 (99.6)	教育局	保健体育課
			中学校	%			63.7	63.6 (44.5)		99.0 (82.3)	99.0 (90.2)	教育局	保健体育課
			義務教育学校	%			100	100 (100)		100 (100)	100 (100)	教育局	保健体育課
6	教育	地域未来塾の実施箇所数		箇所			2	4	4	13	10	教育局	生涯学習課
7	教育	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数		市町村				30	31	31	31	福祉子どもみらい局	生活支援課
8	教育	「学習支援」を実施している市町村数（市町村の独自財源）		市町村				8	10	10	10	福祉子どもみらい局	次世代育成課
9	教育	放課後子ども教室の実施箇所数		箇所			146	167	171	178	177	教育局	生涯学習課
10	生活	放課後児童クラブの設置数		箇所			1,243	1,311	1,388	1,400	1,420	福祉子どもみらい局	次世代育成課
11	生活	乳幼児健康診査の実施率(受診率)	1歳6か月	%		95.9	96.5	94.1	95.6	96.0	集計中	健康医療局	健康増進課
			3歳	%		95	95.6	92.2	94.2	94.5	集計中	健康医療局	健康増進課
12	生活	子ども（18歳未満）を対象とした「子どもの居場所づくり」を実施している市町村数（NO.9 放課後子ども教室を除く）		市町村		19	19	—	33	33	33	福祉子どもみらい局	次世代育成課
13	生活	地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率		%			40.1	46.5	43.3	46.3	47.2	福祉子どもみらい局	青少年課
14	基盤づくり	貧困の状況にある子どもなどの実態調査等を実施した市町村数		市町村			13	12	10	9	13	福祉子どもみらい局	次世代育成課

別添2

20

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	横の取組み	取組み内容	令和4年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総事業費	本拠・再拠	全部・一部	局	所管課	備考		
1	教育の支援	2	(1)	2-(1)-③	教育相談の推進 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。具体的には、幼児から16歳くらいまでの子どもの学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。	子どもに関する悩みややりごとに対して、実所相談、電話相談、メール相談、SNS相談等を実施し、計11,342件の相談に対応した。多様な子どもたちとの相談に対して適切に対応していくため、専門性を高める研修やケース会議等を通して相談員のスキル向上を図った。相談の内容や緊急度に応じて、児童相談所や教育機関担当部署と連携を行った。	新型コロナウイルス感染症拡大を受けての社会状況や生活様式の変化等により、家庭や学校生活で困難な状況に直面している子どもたちが増えると考えられている。引き続き、子どもたちの命に関わる緊急性を要する相談等、多様なニーズに適切に対応していくため、より専門性を高める研修やケース会議等を通して、相談員のスキル向上を図り、相談員に寄り添ったきめ細かい相談を実施していく。	教育相談等事業費	本拠	全部	教育局	教育福祉部室（総合教育C）		
21	1	教育の支援	2	(2)	2-(2)-①	教育水準の維持・向上 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法などに基づき、各学級で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準である「学習指導要領」を定め、市町村教育委員会は、「学習指導要領」が円滑かつ確実に実施されるよう、市町村教育委員会及び各学校へ支援し、県の教育水準の維持・向上を図ります。	・幼稚園、小学校、中学校の教員や市町村教育委員会や指導主事に対する教育課程研究会や学習指導及び学習評価に関する会議等を実施した。 ・教育関係団体が実施する研究や研修に要する経費を助成した。 ・小学校生活やスムーズにスタートできるよう、児童を支える取組や相談窓口等を紹介するリーフレットを作成し、公立小学校1年生の全児童に配付した。	・引き続き、市町村教育委員会及び各学校を指導、支援、援助し、県の教育水準の維持・向上を図ることが必要である。	義務教育重点課題研究費	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
22	1	教育の支援	2	(2)	2-(2)-②	確かな学力向上の推進 「学習指導要領」を踏まえ、子どもたちの確かな学力の向上を図るために、基礎的・基本的な知識・技能などの習得や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成に加え、子どもたちの「学びに向かう力」の育成に向け、授業の更なる充実をめざした校内研修・研究の推進を図ります。	・児童・生徒の学習意欲を高め、学びの質を向上させるために、「学びづくり推進地域研究委託事業」を実施した。研究成果は、かながわ学びづくりシンポジウム等で周知した。 ・かながわ学びづくりシンポジウムをオンライン開催し、学校関係者、児童・生徒、大学生、保護者、学識経験者などが学力の向上について議論した。	・新しい時代に生きる力の育成、児童・生徒の「学びに向かう力」の醸成、児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援の充実、家庭・地域とともに取り組むカリキュラム・マネジメントの充実、改善に向けて、引き続き「学びづくり推進地域研究委託事業」を実施することが必要である。	かながわ学力向上実践推進事業費	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
23	1	教育の支援	2	(2)	2-(2)-③	学習指導方法の工夫・改善 公立小・中学校における少人数学級やティーム・ティーチング、習熟度別指導などの学習指導について、市町村教育委員会が児童・生徒の状況に応じて指導内容を調整し対応できるように、国からの追加指導を活用して教員を配置します。	令和4年度は、小学校494人、中学校446人を配置した。各校の実情（毎年の児童生徒の状況、学校経営計画等）に合わせて、計画的に配置している。	令和3年度から小学校における35人以下学級が段階的に導入されることとなったが、子ども一人ひとりの最適な学びを実現するために、従来の実施しているチーム・ティーチングや習熟度別指導など、様々な指導方法を用いることも重要であるため、指導方法の工夫改善を行うための教員数の確保について、引き続き、国に要望する。	—	—	—	教育局	教員人事課	
24	1	教育の支援	2	(2)	2-(2)-④	一時保護児童教育推進事業 一時保護所を併設している児童相談所（中央（R3・大塚）・平塚・厚木）にそれぞれ教員研修者を配置し、児童が一時保護され、学校へ通学できない間も、継続して教育が受けられるよう、配慮します。	一時保護所を併設している児童相談所に教員研修者を配置することができた。	引き続き、一時保護所にいる児童が教育を受けられるよう配慮する。	一時保護児童教育推進事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
25	1	教育の支援	2	(2)	2-(2)-⑤	教員向け研修の実施 初任者研修の中で、子どもの貧困の現状を知り、子どもの人権を守る具体的な対応について理解を深める研修を行います。また、子どもの貧困に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付け、子どもの貧困の理解促進を図ります。	子ども支援WEB講座の受講を教員向け研修講座に位置付けることで、子どもの貧困の理解促進を図る。 【令和4年度実績】 ・子ども支援WEB講座4回	引き続きWEB講座を実施し、子どもの貧困対策に係る意識醸成の促進を図る。	子どもの貧困対策推進事業費（県単）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
26	1	教育の支援	2	(2)	2-(2)-⑥	初任者研修講座で全校種を対象に「人権教育」を実施した。 また、子どもの貧困について扱った「子ども支援WEB講座（次世代育成課）」を教員向け研修講座に位置付けた。	初任者研修講座で全校種を対象に「人権教育」を実施した。 また、子どもの貧困について扱った「子ども支援WEB講座（次世代育成課）」を教員向け研修講座に位置付けた。	次年度も同様に実施していく。	教育課程研修等事業費（総額C）	本拠	一部	教育局	教育福祉部室（総合教育C）	
27	1	教育の支援	3	(1)	3-(1)-①	キャリア教育の推進 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の指針をまとめた指針に基づき、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度の育成などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通じた計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	※「キャリア教育実践プログラム」を全校・全課程で実施し、おおむね計画的・体系的に推進することができた。 ・学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度の育成などの社会的自立に向け、インターシップや外部連携等をおとして、在学中に社会を体験できる。	新型コロナウイルス流行時に、様々な制約の中で生活してきた高校生への影響を踏まえ、今後のキャリア教育の一助となるような取組を模索していく。	—	—	—	教育局	高校教育課	
28	1	教育の支援	3	(1)	3-(1)-②	高校生世代自立支援事業 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、進路高校へのアプローチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	令和4年度をもって事業終了。	高校生世代自立支援事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
29	1	教育の支援	3	(2)	3-(2)-①	スクールソーシャルワーカー配置活用事業（再掲） 課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などにより、地域で活動するの支援と自立支援の促進を図るため、社会福祉に専門的な知識や技術を有する者を「スクールソーシャルワーカー」（SSW）として学校へ派遣します。	・「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを県立高等学校の拠点校に30名を配置した。 ・年間を通じて、教職員・生徒・保護者との面談、関係機関とのケース会議等を実施し、8741回実施した。 ・相談内容で多いのは、家庭環境、心身の健康・保健、学校生活への不適応であった。 ・解決・好転率は61.9%であった。 ・連携した関係機関で多いのは、児童家庭福祉の関係機関、保健・医療の関係機関であった。	（課題） 子どもにとって自らSOSを発することは難しく、周囲から見つらいものであることを踏まえ、主体的に支援の必要な生徒を含めたすべての子どもが抱える困難を確実に把握し、医療や福祉の関係機関につなげるための専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充が課題である。 （今後の方向性） 子どもが増える困難に対応するため、すべての県立高等学校等にスクールソーシャルワーカーを1日配置する。	県立高校スクールソーシャルワーカー配置事業費	再拠	全部	教育局	学校支援課	
30	1	教育の支援	3	(2)	3-(2)-②	柔軟な学びのシステムの活用 県立高等学校においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、進路変更による転学の弾力化や高校中退者の積極的な受入れを行うとともに、こうした学びについて周知を行うなどの支援を進めます。	転入学については、積極的な進路変更の転学希望者2名と教育的配慮を必要とする転学希望者1名がいました。中途退学者募集においては、募集定員35人に対して6人が受検し、6人が合格しました。	今後も引き続き、積極的な進路変更や教育的配慮を必要とする転入学の受入れ、入学者選抜における中途退学者募集を実施し、就学継続のための支援を行うとともに、仕組みの周知に努めます。	—	—	—	教育局	高校教育課	
31	1	教育の支援	3	(2)	3-(2)-③	かながわ若者サポートステーション事業 仕事に就いておらず働くことに悩むを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業な状態であることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意識を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座等）を実施した。また、自治体の福祉主管課等へのアウトリーチ支援や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの講座実施をはじめ、利用者がコロナ禍でも就労に向けた準備ができるよう、オンライン面談のツツZoomの使い方など実践的講座やセミナーを実施した。	若者の職業的自立支援について、より多くの支援を必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施するとともに、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	青少年課	
32	1	教育の支援	3	(2)	3-(2)-④	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、進路高校へのアプローチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	令和4年度をもって事業終了。	高校生世代自立支援事業費	再拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
33	1	教育の支援	3	(2)	3-(2)-⑤	学び直し支援等事業 高等学校などを中途退学した方が再び高等学校などで学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後	公立高等学校の生徒157人に対して支援金を支給した。このうち、経済的負担の軽減を図るため、教育の機会均等に寄与した。	継続して実施	学び直し支援等事業費	本拠	全部	教育局	財務課	
34	1	教育の支援	3	(2)	3-(2)-⑥	初任者研修講座で全校種を対象に「人権教育」を実施した。 また、子どもの貧困について扱った「子ども支援WEB講座（次世代育成課）」を教員向け研修講座に位置付けた。	初任者研修講座で全校種を対象に「人権教育」を実施した。 また、子どもの貧困について扱った「子ども支援WEB講座（次世代育成課）」を教員向け研修講座に位置付けた。	次年度も同様に実施していく。	教育課程研修等事業費（総額C）	本拠	一部	教育局	教育福祉部室（総合教育C）	

神奈川県子ども貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 小 柱	小 柱	小 柱	小 柱	取組の取組 み	取組の取組 み	令和4年度の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総務事業	本拠・ 関係	全部・ 一部	局	所管課	備考
35	教育 の 支 援	3	(2)	3・(2)・⑤	⑤、卒業までの間（職業2年）、継続して就学支援金相当額を支給します。	学び直し支援金の対象者に対して、就労支援金相当の支給を行いました。	高等学校など各中途退学した方が再び高等学校などで学び直す場合に、継続して支援を行う。	高等学校等就学支援事業補助金（一部）	本拠	一部	福祉子ども みらい局	私学振興課	
					生活保護（進学準備給付金） 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県内の福祉事務所管内（国村部）の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学等に、新生活立上げ費用として、給付金を支給します。	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学した場合に、自宅からの通学には10万円、転居をしての通学には30万円を一時的に支給している。大学進学のための費用を自己負担し、希望を持つことができない、貧困の連鎖を断ち切る要となる。	生活保護世帯の高校生の大学等への進学率は未だ低額である。子どもたちが、進学を止め、将来に希望を持ち、社会の担い手として活躍することが出来るよう適切な支援を継続していく。	進学準備給付金	本拠	全部	福祉子ども みらい局	生活保護課	
					母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支援資金） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和4年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：240件 技能習得資金：4件 修業資金：10件 医療介護資金：1件 生活資金：20件 転宅資金：7件 就学支援資金：129件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に前し、その自立に必要な福祉資金の貸付けを求めとして生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	本拠	全部	福祉子ども みらい局	子ども家庭課	
37	教育 の 支 援	4	(1)	4・(1)・③	県立産業技術短期大学校の専門課程訓練事業 県立産業技術短期大学校では、高等学校の新規卒業生などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施します。 なお、一定の学業成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者については、授業料を免除します。	産業技術短期大学校における令和4年度の定員200名、入校者数156名、修了者数118名、就職者数105名、就職率90.0%（修了時点）、就職率は「（修了就職者-就職中退）/（修了者+就職中退者）」で算出。 実践技術者としての必要な専門知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施し、修了時点で、90.0%の就職率を上げることができた。	修了時点の就職率は令和3年度（91.0%）と比較してやや低減したが、大学等進学率の上昇により低減した定員の充足率は令和3年度より改善した。 オープンキャンパス、体験入学、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	専門課程訓練事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
					かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度 かながわ農業アカデミーにおいて、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部もしくは一部を免除します。	相談件数6件、減免件数6件 生活保護世帯の学生が当該制度を利用し、学費に負担を減らす学習に専念することができ、現在も卒業に向けて学習に専念している。	引き続き円滑に制度を運用していく。	-	-	-	環境農政局	農業振興課 （かながわ農業アカデミー）	
					かながわ農業アカデミー特別 かながわ農業アカデミーにおいて、学生が授業料などの資金を融資機関から無利子で借り入れることができるように、県が融資機関に対して利子補給を行います。	資金借入件数2件、利子補給件数9件 県が利子補給することにより、無利子で返済することができ、資金利用者が授業料や教材費に不安や負担を感じずに学習に専念し、卒業することができている。	引き続き円滑に制度を運用していく	担い手育成資金等利子補給等事業費	本拠	一部	環境農政局	農業振興課 （かながわ農業アカデミー）	
40	教育 の 支 援	4	(1)	4・(1)・⑤	県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度 県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度県立保健福祉大学において、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者の入学料、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学料減免実績：22名 4,982,000円 ・授業料減免実績：153名 33,041,000円 【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学料、授業料を減額、又は免除し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対応に寄与することができました。	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者の入学料、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学料減免実績：22名 4,982,000円 ・授業料減免実績：153名 33,041,000円 【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学料、授業料を減額、又は免除し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対応に寄与することができました。	引き続き、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者についての入学料、授業料の減額、又は免除を行ってまいります。	保健福祉大学交付金（修学支援費）	-	-	健康医療局	医療課（県立保健福祉大学）	
					県立看護専門学校の入学料、授業料の減免制度 県立看護専門学校、よこはま衛生看護専門学校において、学業が優秀であり、かつ、経済的理由により授業料などの納付が困難であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者について、入学料、授業料を減額、又は免除します。	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者の入学料、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学料減免実績：32名 1,727,400円 ・授業料減免実績：148名 9,693,100円 【効果】 真に支援が必要な低所得者世帯の者の入学料、授業料を減額、又は免除し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、急速な少子化の進展への対応に寄与することができました。	引き続き、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者についての入学料、授業料の減額、又は免除を行ってまいります。	・ 衛生看護専門学校維持費 ・ よこはま看護専門学校維持費 県立看護専門学校維持費	-	-	健康医療局	医療課（各県立看護専門学校）	
					神奈川県看護師等修学資金貸付金 県内の養成施設に在学し、卒業後に県内で看護職に従事する者へ、退学の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。 一般貸付と特別貸付があり、貸付額の多い特別貸付については、市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割課税世帯の者を対象とします。	【特例貸付取組実績】 保健医療人材を確保するため、県内養成施設に在学し、卒業後に県内で看護職に従事する者へ修学資金を貸し付ける事業であって、市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割課税世帯の者のほか、一定の収入等の基準を満たす者を対象に以下の貸付を実施した。 貸付人数・貸付金額 48人・24,540,000円 【効果】 修学資金を貸付けることで、子どもの修学機会の拡大や、保護者への経済的支援を行った。	意欲と能力のある者が、その経済的状況に問わず修学の機会を得られるよう、今後も事業を継続実施する。	看護師等修学資金貸付金（基金）	本拠	全部	健康医療局	医療課	
43	子どもの 親 戚 対 象 に 関 連 の 備 考				神奈川県看護師等修学資金貸付金（2年課程） 県内の養成施設に在学し、卒業後に県内で看護職に従事する者へ、退学の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。 市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割課税世帯の者のほか、一定の収入等の基準を満たす者を対象とします。	【2年課程貸付取組実績】 保健医療人材を確保するため、看護師等養成施設の2年課程に在学し、卒業後に県内で看護職に従事する者へ修学資金を貸し付ける事業であって、市町村民税非課税世帯もしくは市町村民税所得割課税世帯の者のほか、一定の収入等の基準を満たす者を対象に以下の貸付を実施した。 貸付人数・貸付金額 16人・8,880,000円 【効果】 修学資金を貸付けることで、学生の修学機会の拡大や、家庭への経済的支援を行った。	意欲と能力のある者が、その経済的状況に問わず修学の機会を得られるよう、今後も事業を継続実施する。	看護師等修学資金貸付金（基金）	本拠	全部	健康医療局	医療課	行を追加しました。
					私立専門学校修学支援負担金 真に支援が必要な低所得者世帯の学生の経済的負担を軽減するため、授業料などの減免を実施した私立専門学校に対して、費用を支弁しました。	法に基づき、真に支援が必要な低所得者世帯の学生への私立専門学校が実施する修学支援に対して減免費用を支弁する。	私立専門学校修学支援負担金	本拠	全部	福祉子ども みらい局	私学振興課	令和2年度新規事業	
					児童保護措置費 児童保護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品、教材費、通学費、部活動費、学習費が公費負担対象です。	適切な措置が必要な児童を保護し、民間児童福祉施設への入所や里親への養育委託等の措置を行った場合の施設運営、児童養育等のための経費を国・県で負担します。 また、令和4年度下半期から、新たに社会的養護従事者処遇改善加算が追加された。	措置費要綱にない、児童の養育に資するように、適切に措置費を国・県で負担する。	児童保護措置費	本拠	一部	福祉子ども みらい局	子ども家庭課	
45	教育 の 支 援	5	(1)	5・(1)・③	児童保護措置費 児童保護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品、教材費、通学費、部活動費、学習費が公費負担対象です。	適切な措置が必要な児童を保護し、民間児童福祉施設への入所や里親への養育委託等の措置を行った場合の施設運営、児童養育等のための経費を国・県で負担します。 また、令和4年度下半期から、新たに社会的養護従事者処遇改善加算が追加された。	措置費要綱にない、児童の養育に資するように、適切に措置費を国・県で負担する。	児童保護措置費	本拠	一部	福祉子ども みらい局	子ども家庭課	

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 大柱	小柱	欄の取組み	取組み内容	令和4年度の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・ 再拠	全部・ 一部	局	所管課	備考
46	1 教育の支援	5 (1)	5-1(1)-2 県立児童福祉施設学校教育推進事業 県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を確保するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担した。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	おおいそ学園入所児童支援費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
	1 教育の支援	5 (1)	5-1(1)-2 市町村が事業主体となって、特別支援学級などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な支援を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	・就学のために必要な支援を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（国）することにより、特別支援学級などに就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。 （国庫補助額） ・特別支援教育就学奨励費補助金 196,930,000円 ※国の事務委任	・今後も引き続き国の方針に基づき、特別支援学級などに就学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図っていく必要がある。	子ども自立生活支援センター学校教育推進事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
47	1 教育の支援	5 (2)	5-2(1)-1 特別支援教育就学奨励費補助金 各家庭の収入に応じて、特別支援学級の通学にかかった通学費、給食費、学用品費などを支給します。	・特別支援学校51校（県立29校、市立20校、私立2校）、支弁対象人数7,091名へ支給した。 ・保護者等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援教育の振興が図られた。	・支弁区分を決定するために、保護者等から書類を受領する必要がある。未提出者については別途扱いとなる。そのため引き続き、未提出者への周知を継続的に行う。	—	—	—	教育局	子ども教育支援課	
48	1 教育の支援	5 (2)	5-2(1)-2 特別支援教育就学奨励費 各家庭の収入に応じて、特別支援学校の通学にかかった通学費、給食費、学用品費などを支給します。	・特別支援学校51校（県立29校、市立20校、私立2校）、支弁対象人数7,091名へ支給した。 ・保護者等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援教育の振興が図られた。	・支弁区分を決定するために、保護者等から書類を受領する必要がある。未提出者については別途扱いとなる。そのため引き続き、未提出者への周知を継続的に行う。	特別支援学校就学奨励費	本拠	全部	教育局	特別支援教育課	
49	1 教育の支援	5 (2)	5-2(1)-3 特別支援学校高等部における進路指導の充実 生徒の進路支援のあり方や、進路先の開拓の取組み、卒業後のフォローアップも含めた学校から社会生活への移行期の取組みについて、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施します。	・感染症予防対策として、密を避けられるよう総合教育センターの講堂で全体会を2回対面で開催した。 ・各専科別部会については集合、オンライン、書面開催で14回開催した。 ・知的障害部会について、川崎・横浜・横浜の地区又は感染症対策を行いながら、集合開催（横浜のみ第1回は書面開催）で、進路支援に関する情報提供や各校の進路指導の現状等の情報交換をした。	・特別支援学校高等部の進路指導の現状、動向、課題等について社会の変化があるため、関係者間で引き続き定期的に情報共有をする機会が必要である。	—	—	—	教育局	特別支援教育課	
50	1 教育の支援	5 (2)	5-2(1)-4 進路指導推進事業 生徒の社会的自立の促進のため、産業現場などにおける実習を実施するとともに、職業実習先の開拓や職業実習先への理解啓発を行います。また、就労促進のため、情報提供や支援を行うとともに、社会教育施設などでの清掃実習を実施します。	・教員の業務研修については、コロナ禍ではあったが、企業と連携を行い、28名が18社にて実習し、研修成果を前年度で活用した。報告会については、集合開催で行った。 ・企業等の協力を得て生徒の産業現場における実習を実施した。知的障害教育部門高等部生徒3,878名が参加した。	・特別支援学校における職業教育について、より深い見識のある教員を育成し、校内で推進するために、今後も企業との協力を得て、教員の業務研修を継続して実施する。 ・特別支援学校の生徒の実習先企業の開拓を拡大強化する必要があるため、県教育委員会のホームページ上に、特別支援学校就労支援に関するリーフレット、「自立をめざして」などの情報等を掲載し、広く周知する。 ・引き続き社会自立支援員を活用した企業開拓を実施する。	就学・教育・進路指導費	本拠	一部	教育局	特別支援教育課	
51	1 教育の支援	5 (2)	5-2(1)-4 進路指導推進事業 生徒の社会的自立の促進のため、産業現場などにおける実習を実施するとともに、職業実習先の開拓や職業実習先への理解啓発を行います。また、就労促進のため、情報提供や支援を行うとともに、社会教育施設などでの清掃実習を実施します。	・感染症予防対策として、密を避けられるよう総合教育センターの講堂で全体会を2回対面で開催した。 ・各専科別部会については集合、オンライン、書面開催で14回開催した。 ・知的障害部会について、川崎・横浜・横浜の地区又は感染症対策を行いながら、集合開催（横浜のみ第1回は書面開催）で、進路支援に関する情報提供や各校の進路指導の現状等の情報交換をした。	・特別支援学校高等部の進路指導の現状、動向、課題等について社会の変化があるため、関係者間で引き続き定期的に情報共有をする機会が必要である。	—	—	—	教育局	特別支援教育課	
52	1 教育の支援	5 (3)	5-3(1)-1 外国人学校生徒等支援事業 外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所管区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を行います。	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所管区分ごとに学費負担の軽減を図るために補助しました。	家計における学費負担軽減の観点から、学費補助を継続して実施する。	外国人学校生徒等学費補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
53	1 教育の支援	5 (3)	5-3(1)-2 外国につながる児童・生徒への支援 小・中学校においては、日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒が多く在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みなどの相談などの指導・支援を行います。また、外国につながる児童・生徒の支援を行っているNPOなどとの連携を密に図り、学校内外の支援を充実します。	・4市町に対して補助金を交付することにより、小・中学校において、特別の教育課程の編成、多言語に対応した支援員による日本語指導・科学技術の指導などを実施し、その成果を各市町村教育委員会に通知した。 ・外国につながる子どもの支援のための関係機関と連携を密に図り、学校内外の支援を充実した。	・外国につながる児童・生徒や外国籍の児童・生徒が増加していることから、引き続き補助事業を実施し、特別の教育課程の編成・運用及び支援員の活用を行うとともに、その成果を各市町村教育委員会に届ける必要がある。 ・今後も関係機関と連携をとり、外国につながる児童・生徒への支援について情報共有をするとともに、支援の充実を目指す。	外国・外国人児童生徒等教育推進事業費補助金	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
54	1 教育の支援	5 (3)	5-3(1)-2 高等学校においては、外国籍の生徒が多く在籍する横浜北東・川崎地域の県立高等学校の一部への日本語指導員の派遣、NPOなどと協働した入学予定者の入学の日本語指導、入学後の定住における日本語・学習支援、多文化教育コーディネーター及び学習支援員の派遣、外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るための通訳の派遣など、入学前から卒業まで、包括的な支援を行います。	高校においては、外国につながる児童・生徒が多い県立高等学校27校を支援校とし、多文化教育コーディネーターや学習支援員を派遣した。また、外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るため、通訳の派遣を行いました。また、横浜北東・川崎地域においては、川崎高校を拠点に、プレスクールを設置し、高校合格後から入学までの間に日本語の学習の機会を確保し、日本の習性について学ぶなど、高校生活に円滑に始めるための支援を行いました。	令和5年度は、多文化教育コーディネーターを派遣する支援校を1校増やして28校・30校とするなど、今後も外国につながる児童・生徒・保護者の支援に対するニーズが高まってくることを予想されることから、高校において、外国につながる児童・生徒及び保護者への支援を適切に行っていく必要がある。	日本語を母語としない生徒支援者派遣事業費、外国籍生徒等への教育推進事業費	本拠	全部	教育局	高校教育課	
55	1 教育の支援	5 (3)	5-3(1)-2 高等学校においては、外国籍の生徒が多く在籍する横浜北東・川崎地域の県立高等学校の一部への日本語指導員の派遣、NPOなどと協働した入学予定者の入学の日本語指導、入学後の定住における日本語・学習支援、多文化教育コーディネーター及び学習支援員の派遣、外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るための通訳の派遣など、入学前から卒業まで、包括的な支援を行います。	高校においては、外国につながる児童・生徒が多い県立高等学校27校を支援校とし、多文化教育コーディネーターや学習支援員を派遣した。また、外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るため、通訳の派遣を行いました。また、横浜北東・川崎地域においては、川崎高校を拠点に、プレスクールを設置し、高校合格後から入学までの間に日本語の学習の機会を確保し、日本の習性について学ぶなど、高校生活に円滑に始めるための支援を行いました。	令和5年度は、多文化教育コーディネーターを派遣する支援校を1校増やして28校・30校とするなど、今後も外国につながる児童・生徒・保護者の支援に対するニーズが高まってくることを予想されることから、高校において、外国につながる児童・生徒及び保護者への支援を適切に行っていく必要がある。	日本語を母語としない生徒支援者派遣事業費、外国籍生徒等への教育推進事業費	本拠	全部	教育局	高校教育課	
56	1 教育の支援	5 (3)	5-3(1)-3 日本語指導の充実 日本語指導を必要としている児童・生徒の支援のため、教員を対象に、児童・生徒が抱えている語障について理解を深め、日本語指導の指導力向上を図る「日本語指導研修講座」を行います。	感染症対策を講じながら、講義・演習形態で対面実施した。受講者アンケートの回答内容から、研修の満足度が高く、日本語指導を必要としている児童・生徒が抱えている語障について理解を深め、指導に役立つ視点を育成することができた。	受講者アンケートの回答内容から、研修の満足度が高く、日本語指導を必要としている児童・生徒が抱えている語障について理解を深め、指導に役立つ視点を育成することができた。	教育研修等事業費（総数〇）	再拠	一部	教育局	教育関係施設（総合教育〇）	
57	1 教育の支援	5 (3)	5-3(1)-4 外国籍国民相談事業（教育） 外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民がなぐわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネートをを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での悩みや、教育に関する相談を1,219件受け、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	窓口での言語ごとの相談実績を注視し、外国籍国民等へのニーズに最大限応えられるよう、対応言語を随時見直しする必要がある。	地球市民がなぐわプラザ指定管理費（事業費）	本拠	一部	国際文化観光局	国際課	
58	1 教育の支援	6 (1)	6-1(1)-3 小中学校等就学支援事業（私立・小中学校） 私立小中学校などに通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年収約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	令和3年度で事業が終了しました。	—	小中学校等就学支援事業補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
59	1 教育の支援	6 (1)	6-1(1)-2 要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学食費） 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な補助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	・横浜川崎分県域支援、市町村については、6市が交付決定を受け、実績としては、計4人の児童に対し補助を行った。	引き続き、必要児童・生徒に補助が行えるよう市町村の状況を把握しながら進める。	児童生徒等健康診断費	本拠	全部	教育局	保健体育課	
60	1 教育の支援	6 (1)	6-1(1)-2 要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学食費） 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な補助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	・就学のために必要な補助を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（国）することにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。 （国庫補助額） ・学用品費等 29,788,000円 ・医療費 19,746円 ※国の事務委任	・今後も引き続き国の方針に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な補助を行っていく必要がある。	—	—	—	教育局	子ども教育支援課	
61	1 教育の支援	6 (1)	6-1(1)-2 要保護児童生徒援助費補助金（学用品・医療費・学食費） 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な補助を与えた場合、国がその経費の一部を補助します。	・就学のために必要な補助を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（国）することにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。 （国庫補助額） ・学用品費等 29,788,000円 ・医療費 19,746円 ※国の事務委任	・今後も引き続き国の方針に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な補助を行っていく必要がある。	—	—	—	教育局	子ども教育支援課	

神奈川県子ども貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 大柱	小柱	欄の取組 み	取組み内容	令和4年度の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総務事業	本拠・ 再掲	全部・ 一部	局	所管課	備考	
1 教育の 支援	6	(1)	6-(1)-3 市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 東日本大震災及び大規模災害により被災し、経済的理由により就学などが困難な幼児、児童又は生徒の教育機会の確保のため、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業に要する経費に対し補助します。	対象児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減することができ、教育機会の確保を図ることができた。 (補助額) 1 大規模災害対応分 該当なし 2 東日本大震災対応分 ・被災児童生徒就学援助事業 2,762,000円	・今後も引き続き国の方針に基づき、東日本大震災等で被災したことにより経済的に就学等が困難となった児童・生徒等を支援し、就学機会の確保を図る必要がある。	市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課		
62	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-1 高等学校等就学支援金等制度（公立・私立高校） 授業料に充てるための高等学校等就学支援金などを一定の収入額未満の世帯の生徒に支給します。なお、就学支援金などは、県及び高校設置市の授業料償還に充当します。	公立高等学校の生徒95,462人及び専攻科の生徒10人に対して就学支援金を支給したことに伴い、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	継続して実施	公立高等学校就学支援金支給費（県分）（市分）・専攻科就学支援金支給費・県立通信制高校就学支援金支給費	本拠	全部	教育局	財務課	
63	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-1 私立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、私立高校生のいる年収約910万円未満の世帯に対して授業料の支援を行いました。	国の指針に従い、引き続き私立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けられるよう支援を行う。	高等学校等就学支援事業補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
64	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-2 高校生等奨学給付金（公立・私立高校） 生活保護世帯や都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の種類（生活保護、非課税、兄弟の有無）や学校の種類（全日制・定時制・通信制・専攻科、国公立・私立）によって金額は異なりますが、返還の必要がない奨学給付金を支給します。	対象世帯11,271人に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	平成26年度から開始された国庫補助事業であり、毎年支給単位の増額は拡充されているが、支給対象については、非課税世帯と生活保護受給世帯に限られている。支給単位の増額と併せて、支給対象世帯の拡大と低所得世帯の授業料以外の教育費負担の一層軽減を図ることができるよう国への要望を継続する。	高校生等奨学給付金事業費	本拠	全部	教育局	財務課	
65	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-2 生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。	生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しました。	授業料以外の教育費負担軽減の観点から、継続して給付を実施する。	私立高校生等奨学給付金事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
66	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-3 私立高等学校等生徒学費補助金 県内の私立の高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者などの負担の軽減を図るため、学費など（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行います。	一定の所得金額以下の保護者に対し、学費軽減を行った学校に対し補助を行うことで、保護者負担の軽減を図った。	公私間格差の是正、家計における学費負担軽減の観点から、学費補助を継続して実施する。	私立高等学校等生徒学費補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
67	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-3 私立専修学校高等課程生徒学費補助金 私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者などの負担の軽減を図るため、学費など（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行います。	私立専修学校高等課程生徒学費補助金	私立専修学校高等課程生徒学費補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
68	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-4 私立学校生徒学費緊急支援補助金 保護者の失業や倒産などにより家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料の軽減を行った学校に対して補助を行います。	保護者の失業や倒産などにより家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助を行いました。	家計が急変した世帯に対する補助を引き続き行っていく必要がある。	私立学校生徒学費緊急支援補助金（国庫対象）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
69	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-5 被災児童生徒等就学支援補助金 令和4年度は、申請がなかった。	東日本大震災等により被災した児童、生徒の入学金や授業料等を軽減した私立高等学校等に対し、継続して補助を実施する。	被災児童生徒就学支援補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
70	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-5 被災児童生徒等就学支援補助金（国庫対象） 東日本大震災及び大規模災害により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校等学校などに対して助成します。	被災児童生徒等就学支援補助金（国庫対象）	被災児童生徒就学支援補助金（国庫対象）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課		
71	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-6 県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担した。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	
72	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-6 県立児童福祉施設に入学する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設に入学する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設に入学する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設に入学する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設に入学する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設に入学する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設に入学する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設に入学する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	
73	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-7 県立学校授業料等免除制度 生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる前などの授業料、入学決定料、入学期の全部又は一部を免除します。	対象となる9122人の入学決定料及び9338人の入学料の全額又は半額を免除し、更に、119人の授業料を免除したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	令和5年度からこれまでの県の授業料免除制度への国の補助金がなくなり、国の高等学校等就学支援金の家計急変支援制度が始まったが、収入要件500万円未満程度とされており、通常の就学支援金制度の収入要件と違ふことや、県の授業料免除制度と比較して失職や倒産を伴わない場合は対象外となる可能性があり、対象者の要件を緩和することが課題である。	-	-	-	教育局	財務課	
74	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-8 高等学校奨学金貸付金（短期臨時奨学金を除く） 県内に在任し県内の高等学校など（高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部）に在籍する生徒や、保護者が県内に在任し高等学校等及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、学業などに専攻があり学習の援助を必要とする場合に貸付けを行います。	学業等に専攻があり、学習の援助を必要とする高校生等1,645人に対して奨学金を貸付け、修学を支援した。	継続して実施、一部連帯保証人を立てることができない貸与生がいるため、独立行政法人日本学生支援機構で導入している、機関保証制度を都道府県の奨学金において利用できるように、文部科学省から協会への働きかけの要望を継続する。	高等学校奨学金貸付金	本拠	全部	教育局	財務課	
75	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-9 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支援資金）（再掲） 配偶者がなく、親に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付けを行います。	（主な取組実績） 令和4年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：240件 技能習得資金：4件 修業資金：10件 医療介護資金：1件 生活資金：20件 転宅資金：7件 就学支援資金：129件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めて生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
76	1 教育の 支援	6	(2)	6-(2)-10 生活福祉資金（教育支援資金） 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和4年度教育支援資金貸付実績 決定件数1,283件 決定金額 582,203千円	引き続き、市町村、学校等を通じて制度の周知を図り、低所得世帯の子どもへの修学、進学を支援する。	生活福祉資金貸付事業費等補助（国庫対象）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	生活福祉課	
77	1 教育の 支援	6	(3)	6-(3)-1 生活福祉資金（教育支援資金）（再掲） 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和4年度教育支援資金貸付実績 決定件数1,283件 決定金額 582,203千円	引き続き、市町村、学校等を通じて制度の周知を図り、低所得世帯の子どもへの修学、進学を支援する。	生活福祉資金貸付事業費等補助（国庫対象）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活福祉課	
78	1 教育の 支援	6	(3)	6-(3)-2 生活保護（進学準備給付金）（再掲） 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内（福祉部）の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学した場合に、自宅からの通学には10万円、転居をしての通学には30万円を一時金として支給している。大学等への進学を目標に、希望を持つことができ、貧困の連鎖を断ち切る要となる。	生活保護世帯の高校生の大学等への進学率は未だ低額である。子どもたちが、進学を止め、将来に希望を持ち、社会の担い手として活躍することが出来るよう適切な支援を継続していく。	進学準備給付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活福祉課	
79												

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 大柱	小柱	欄の取組み	取組み内容	令和4年度の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総務事業	本拠・ 再掲	全部・ 一部	局	所管課	備考
1 教育の 支援	6	(4)	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）《再掲》 配属者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。	《主な取組実績》 令和4年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：240件 技能習得資金：4件 修業資金：10件 医療介護資金：1件 生活資金：20件 居宅資金：7件 就学支度資金：129件 《効果》 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めとして生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子ども みらい局	子ども家庭課	
		(1)	放課後子ども教室推進事業に対する支援 放課後や週末などに小学校の余剰教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を創出し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動などの取組を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	26市町村（177箇所）で実施された放課後子ども教室推進事業に支援を行った。 感染対策をしながら、地域の大人との交流の場を創出することができた。	文部科学省からの「新・放課後子ども総合プラン」の一層の推進についての依頼を踏まえ、引き続き支援を継続する。	放課後子ども教室推進事業費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課	
		(1)	放課後子ども教室推進事業に対する支援 学習支援が必要な中学生などに対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	2町（10箇所）で実施された地域未来塾推進事業に支援を行った。 基礎的な学習内容の定着、家庭学習の習慣化に効果がみられた。	「学校を核とした地域づくり」を目指し、引き続き支援を継続する。	地域未来塾推進事業費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課	
		(1)	地域学校協働活動推進事業に対する支援 地域と学校が連携、協働する体制やしきみを構築する取組みや、多彩な経験や技能を持つ外部人材などの参加により土曜日に教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	16市町（162箇所）で実施された地域学校協働活動推進事業に支援を行った。 感染対策をしながら、地域の子どものための育ちを支えるだけでなく、地域のつながりを広げ活性化することができた。	「学校を核とした地域づくり」を目指し、引き続き支援を継続する。	地域学校協働活動推進事業費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課	
		(2)	生活困窮世帯の子どもへの健全育成に対する支援 生活困窮世帯の子どもが生まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。 a 子ども支援員の配置 b 子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施 c 子ども健全育成プログラム改定版の策定	新型コロナウイルス感染症予防を徹底するなど、学習支援を継続して実施することが出来た。コロナ禍における活動に際しても実施方法を模索しながら事業を継続することで、子どもたちに継続した居場所を提供するとともに、学習の定着を図ることが出来ている。また、高校進学を希望する子どもたちの、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携、協議の上、改定し普及に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもへの健全育成の充実（学習支援・居場所作り）を図る。 プログラムの改定を行うとともに、関係機関への普及啓発に努める。	生活困窮世帯の子どもへの健全育成事業費	本拠	全部	福祉子ども みらい局	生活保護課	
		(3)	県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進 令和2年度に県立学校全校にコミュニティ・スクールの導入することに伴い、各コミュニティ・スクールの取組事例などの情報を共有することにより、一層の推進に向けて全校を対象とした研修会を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。	各県立高等学校等のコミュニティ・スクールを導入した先進的な取組の普及啓発のため、学校別取組事例集を作成した。	全校導入から4年が経過し、各校における取組を更に活性化させることが課題である。コミュニティ・スクールに関する説明会を実施し、各校における取組の統一を図り、必要部会である学校評価部会の組織の充実を目指す。各県立学校等のコミュニティ・スクールを導入した先進的な取組の普及啓発のため、引き続き、学校向け取組事例集を作成する。	コミュニティ・スクール導入等促進事業費	本拠		教育局	高校教育課	
		(3)	・県立特別支援学校29校で、各校年間3回～5回実施をした。 ・取組内容や協議内容をまとめた取組結果を、各校のホームページ上で公開した。	各校の実情や地域の状況を十分にいかした学校運営協議会の運営が課題である。 ・引き続き、研究協議会を開催するとともに、コミュニティ・スクールの導入・推進に向け、コミュニティ・スクール推進体制構築事業を実施していく。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進を図るため、好事例を収集し、県内へ周知していく。	コミュニティ・スクール推進事業費	本拠	全部	教育局	特別支援教育課		
		(3)	市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの促進 市町村立学校については、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を協議し、市町村教育委員会間で情報の共有や協議を行うとともに、希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣するなどの支援を行い、県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。	・市町村教育委員会におけるコミュニティ・スクールの導入の促進と運営の充実を図るため、全ての市町村教育委員会を対象としたコミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を実施した。 ・5市町（鎌山町、平塚市、秦野市、小田原市、湯河原町）をモデル地区とし、域内のコミュニティ・スクールの推進体制を構築するための事業に対し、経費の一部を補助した。	・コミュニティ・スクールを設置していない市町村教育委員会があり、今後も県内の取組をさらに拡大していく必要がある。 ・引き続き、研究協議会を開催するとともに、コミュニティ・スクールの導入・推進に向け、コミュニティ・スクール推進体制構築事業を実施していく。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進を図るため、好事例を収集し、県内へ周知していく。	コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
		(1)	神奈川県内の公立中学校夜間学級の設置に向けた検討・支援 神奈川県内では、横浜市に1校、川崎市に1校設置されています。 （横浜市立馬田中学校、川崎市立西中原中学校） なお、新たな設置に向けて、検討・協議を進めます。	・8月に、「生徒の就学及び費用負担に関する協定（三者協定）」について、令和3年度末時点で未締結の市町村を対象に意向調査を実施した。その結果、複数の市町村が締結を検討していることが分かった。 （令和4年度末時点で15市町と締結） ・令和5年度入学生予定者12名のうち、相模原市以外の市町村在住者は6名であった。 ・相模原市夜間中学広域連携協議会を令和5年度に、学校運営や費用負担に関すること等、協議を重ねた。	・三者協定に参加する市町村をさらに拡大していく必要がある。 ・相模原市以外の市町村からも生徒を受け入れる広域的な仕組みについて、今後も関係市町村と連携して検討・見直ししていく必要がある。 ・令和5年度入学生予定者には、福祉的な支援が必要な方が多く、それぞれのケース会議を効果的・継続的に実施していく必要がある。	中学校夜間学級設置促進等推進事業費	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
		(2)	生活保護（教育扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、要保護者に対し、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（最低生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給します。生活保護費のうち、「教育扶助」は、義務教育期間の子どもが在籍する世帯に給食費や学用品など、修学にかかる費用を支給するものであり、 なお、義務教育に伴って必要な費用については、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうしたしくみを活用し、本来の目的に使用されるよう、必要と認めるときは、学校長などに直接交付します。	4保護福祉事務所、1センター、1支所で実施。支援を必要とする人に確実に教育扶助を支給した。	引き続き適切な支給を実施する。	生活保護扶助費	本拠	一部	福祉子ども みらい局	生活保護課	
		(2)	要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）《再掲》 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行った場合、国がその経費の一部を補助します。	神奈川県及び市町村分、実績なし。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行えるよう市町村の状況を把握しながら進める。	—	—	教育局	保健体育課		

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

	主要施策 大柱	小柱	横の取組 み	取組み内容	令和4年度までの主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・ 再掲	全部・ 一部	局	所管課	備考	
	I 教育の 支援	8	③	8-③-①	ふれあいの友訪問援助事業 不登校児童及び情緒障害児児童などに対して、児童相談所の児童福祉司、児童相談員及び児童心理司による指導の一環として、子どもの兄・姉に相当する世代を中心に、児童福祉に理解と情熱を有する大学生など（メンタルフレンド）を、支援を要する子どもとの家庭などに派遣し、子どもとのふれあいを通じて子どもの健全育成を援助します。	メンタルフレンド登録者 33人 メンタルフレンド派遣回数 97回	メンタルフレンド登録者数としては一定の数が確保されているが、実際に活動している方と諸事情により活動できていない方がいる。そういった方でも活動できる場をどのように提供できるかを検討していく必要がある。			福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
91	I 教育の 支援	8	③	8-③-②	各種スポーツ大会などのイベント実施 県内の児童養護施設などにおいて、水泳大会、卓球大会、新歓大会、野球・ソフトボール大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上などを図ります。	県内の児童養護施設などにおいて、各種スポーツ大会を実施し、子どもたちの自己肯定感の向上などを図ることができた。	引き続き、当取組を推進する。	児童福祉関係諸行事費、 県立児童福祉施設入所者 処遇費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
92	II 生活の 安定に 資する ための 支援	1	(1)	1-①-①	妊婦・出産包括支援推進事業 妊婦期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談や支援を行う「フックストップ拠点（子育て世代包括支援センター）」の運営強化に向け、市町村との連絡調整会議や保健師などの専門職への研修、産後ケア事業などのニーズ把握調査などを実施し、市町村の取組みを支援します。	【取組実績】 1 連絡調整会議の開催：当該主催の会議と保健福祉事務所単位で会議を開催し、地域課題の把握と母子保健事業の均てん化の支援ができるよう努めた。 当該開催2回 保健福祉事務所開催 22回 2 従事者向け研修の開催 当該開催1回 保健福祉事務所開催 20回、 参加者数延べ62人 【効果】 市町村との連絡調整会議による情報交換、妊婦出産支援事業に関する研修を行い、産後ケアの実施に際する研修や先約的に取組んでいる市町村からの情報提供、市町村どうしの情報交換の場を作った。	市町村の子育て世代包括支援センターの事業や産後ケア事業、また、新たに始まった非定型相談支援等の事業の状況を把握し、市町村の取組みや均てん化のための支援を実施する。	母子保健対策事業費	本拠	一部	健康医療局	健康増進課	
93	II 生活の 安定に 資する ための 支援	1	(1)	1-①-②	乳児家庭全戸訪問事業への支援 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育指導などの把握を行うとともに、養育に関する相談・助言などを実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	30市町村に事業費の補助を行った。養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を実施した。 【令和4年度実績】 ・虐待予防のための個別支援スキルアップ研修1回	引き続き乳児家庭全戸訪問事業のための費用の補助、研修の実施等の支援を行う。	乳児家庭全戸訪問事業費 補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
94	II 生活の 安定に 資する ための 支援	1	(1)	1-①-③	養育支援訪問事業への支援 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果などにより、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	26市町村に事業費の補助を行った。養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を実施した。 【令和4年度実績】 ・虐待予防のための個別支援スキルアップ研修1回	引き続き養育支援訪問事業のための費用の補助、研修の実施等の支援を行う。	養育支援訪問事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
95	II 生活の 安定に 資する ための 支援	1	(1)	1-①-④	乳幼児健康診査 1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体発育状況や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。	令和3年度の神奈川県乳幼児健康診査の受診率は1歳6か月児健診は96.0%、3歳児健診は94.5%である。コロナ禍であるが、各市町村で個別と集団健診を組み合わせ、受診率の維持ができていた。	乳幼児健診は市町村事業であるが、健診の精度管理、健診未受診者の状況確認、健診結果から適切な支援につなげるための等の評価体制の整備への市町村支援を行っている。	—	—	—	健康医療局	健康増進課	
96	II 生活の 安定に 資する ための 支援	1	(1)	1-①-⑤	女性相談所での支援 特定妊婦を含む多様な困難を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と相互に連携しながら、自立した生活に向けた切れ目ない支援を行います。	政令市を含む神奈川県内で一時保護した困難な問題を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び民間団体と連携し自立に向けた支援を行った。結果として、妊婦6人、同伴児童150人に対し支援を行った。	引き続き、神奈川県全域で一時的保護した困難な問題を抱える女性に対して、必要な支援を行うとともに、子どもの貧困につながるような専門機関による支援と関係機関との連携により、切れ目ない支援を行う。	配偶者暴力対策事業費 （国庫対象）、女性相談 員設置費、女性相談所一 時保護所運営費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	共生推進本部 室	
97	II 生活の 安定に 資する ための 支援	1	(1)	1-①-⑥	母子生活支援施設などにおける支援 母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子世帯、または同様の事情で福祉の届くことができない、特定妊婦など、母子世帯に集まる世帯の女性が、子どもと一緒に入所できる施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが帰りの際になるまで利用が可視） 施設では、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計など、母親と子どもが抱える個別の課題を解決し自立できるように専門的支援を行います。（神奈川県内には、現在、10カ所）	市町村事務所、関係福祉事務所の母子保護の体制に要した支弁費用の一部を負担した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図っていく。	母子生活支援施設等保護 費負担金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
98	II 生活の 安定に 資する ための 支援	1	(1)	1-①-⑦	望まない妊婦などに関する相談事業（妊婦SOSかながわ） 望まない妊婦などの妊婦・出産に関する悩みを抱える方に対して、医療機関、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。また、妊婦などの悩みに対応するため、相談員などの人材育成や妊婦・出産に関する普及啓発に取り組みます。	【相談実績】 LINE相談21件 合計845件 2 効果 相談845件のうち、238件（28%）が10代からの相談であり、そのうち211件がLINEによる相談が占めていることから、LINE相談の導入により若年層への相談支援体制の充実が図られた。	令和3年度より通年でLINE相談が開始され、相談件数が増加している。特に若年層はLINE相談の利用率が上がっている。LINE相談は相談日を拡充、また、電話・LINE相談ともに相談時間を拡充して相談支援の強化を図る。また、支援が必要な対象へ情報が届くよう、高校性に向けたカードの配布、新たな普及媒体としてスイングポップをドラッグストアや薬局等に配布し周知に力を入れる。 また、相談後も子育て支援や再発防止支援が必要となる事例も多いため、相談者の居住自治体等の関係団体との連携を強化する必要がある。協議等に参画し地域の状況把握と連携強化に努める。	妊婦・出産支援事業費・ 望まない妊婦LINE支援 事業費	本拠	一部	健康医療局	健康増進課	
99	II 生活の 安定に 資する ための 支援	2	(1)	2-①-①	生活困窮者自立支援 経済的に困難し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管轄（市町村）で実施します。	県所管轄2箇所の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：499件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談件数は徐々に減少を見せ始めたが、引き続き、総合的な課題を抱える相談者に対応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、生活困窮者への支援体制を整えていく。	生活困窮者自立促進支援 事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
100	II 生活の 安定に 資する ための 支援	2	(1)	2-①-②	生活困窮世帯の子どもを健全育成に対する支援（再掲） 生活困窮世帯の子どもが生まれることをめざし、子どもが、将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染症予防を徹底するなど、子育て支援を継続して実施することが出来た。コロナ禍における活動に於いても実施方法を模索しながら活動を継続することで、子どもに継続した援助を提供するとともに、学費の滞りなどを防ぐことが出来ている。また、高校進学を希望する子どもたちの、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもを健全育成の充実（学習支援・生活支援等）を図る。プログラムの改定を行うとともに、関係機関への普及啓発に努める。	生活困窮世帯の子どもを 健全育成事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
101	II 生活の 安定に 資する ための 支援	2	(1)	2-①-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	（主な取組実績） 〇市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。市町村は関係機関と連携し、生活困窮世帯の子どもを支援する。令和4年度実績（市実績） 派遣件数：59件 派遣回数：96回 （効果） 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	引き続き、母子・父子家庭の母、父、又は当該家庭の児童、若しくは養育者の病気等による家事労働能力低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援 事業費（国庫）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
102													

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策	大柱	小柱	欄の取組み	取組み内容	令和4年度の主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考
103	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	(1)	2-(1)-④	民生委員・児童委員の活動支援 地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援を実施します。	民生委員活動費等を負担し、民生委員・児童委員活動の充実を図った。（市町村を通じて本人に交付）	引き続き取組を通じて、民生委員活動を促進していく。	民生委員児童委員活動費補助	本拠	一部	福祉子どもみらい局	地域福祉課
			(2)	2-(2)-①	保育所の整備など 保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組めます。	保育所の整備など 保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるよう、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組んだ。	年々減少傾向にはあるものの、依然として待機児童が発生しているため、引き続き保育所等を整備するとともに、保育士の確保等に取り組んでいく。	安心こども基金事業	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
104	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	(2)	2-(2)-②	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより昼間家にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	9市町村に放課後児童クラブの施設整備のための費用の補助等の支援を行った。	引き続き放課後児童クラブの施設整備のための費用の補助等の支援を行う。	放課後児童健全育成事業費補助（投資）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
			(2)	2-(2)-③	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより昼間家にいない小学生などが、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康管理や遊びを通じて、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	県内すべての市町村に放課後児童クラブの設置・運営のための費用の補助等の支援を行った。	引き続き放課後児童クラブの設置・運営のための費用の補助等の支援を行う。	放課後児童健全育成事業費補助（非投資）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
105	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	(2)	2-(2)-④	保育士のキャリアアップの取組の実施 職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。	（保育C）保育所に勤務する保育士向けの研修等を実施する保育センターへの運営費の補助を実施した。	（保育C）保育サービスの質の向上を目的とした研修等を継続実施するため、保育センターへの運営費の補助を継続する。	保育センター運営費補助、保育士キズバート等研修事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
			(2)	2-(2)-⑤	子育て短期支援事業への支援 保護者が病気のなどの理由により、家庭で養育が一時に困難になった児童を児童福祉施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した7市に運営費用等の補助を行った。	今後も引き続き子育て短期支援事業を実施した市町村への補助を行っていく。	子育て短期支援事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
106	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	(2)	2-(2)-⑥	病児・病後児保育事業への支援 病児や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病児や病後児の受入促進を図る。	病児保育事業については、16市3町に対して病児保育事業の実施に係る経費の一部を補助することで、病児や病後の受入促進が図られた。	引き続き、病児や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病児・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行う。	病児・病後児保育事業費補助（投資・非投資）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
			(2)	2-(2)-⑦	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲） 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	（主な取組実績） 〇市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。町村では県の直接事業。 令和4年度実績（市実績） 派遣件数：59件 派遣回数：96回 （効果） 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	引き続き、母子・父子家庭の母・父、又は当該家庭の児童、若しくは養育等の病児等による家事労働負担下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援事業費（国庫）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
107	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	(2)	2-(2)-⑧	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営 ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどの総合的な情報提供を行います。	ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カナ・カモミール」により、行政の支援情報について情報提供を実施した。 R4年度アクセス件数 延べ15,593件	引き続き、周知・広報を行うとともに、利用者の利便性の向上に努める。	子どもの貧困対策推進事業費（国庫）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
			(2)	2-(2)-⑨	SNSを活用した保護者のための相談窓口の設置 県内の保護者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開発し、相談に応じます。	ひとり親家庭の方への相談窓口「かながわひとり親家庭相談LINE」を開発し、ひとり親家庭に係る仕事・お金のなどの不安や悩みに伴う悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	登録者を増やし、いつでも気軽に相談できる窓口として定着を図ることが課題。そのため、効果的な周知・広報や相談対応の向上に努めていく。	SNS子どもの貧困対策相談事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
108	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	(2)	2-(2)-⑩	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開発し、子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	SNSを活用した相談窓口を実施することで、電話・面談等による相談が難しいDV被害者にも対応した。 令和4年度から、相談受付時間を拡大して対応した（16時～21時～14時～21時）	引き続き、SNSを活用した相談窓口を実施し、電話・面談等による相談が難しいDV被害者への対応を継続する。	SNS・DV相談事業費、SNS・DV相談事業費（交付金事業）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	共生推進本部
			(2)	2-(2)-⑪	外国籍県民相談事業（一般・法律） 県内に在住在勤する外国籍の人々に対し、言語や文化、習慣などの違いにより生じる生活上の諸問題を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行います。	医療、福祉、年金、住まい、仕事等生活全般及び法律相談に関して、合計1,429件の相談を受け、助言や情報提供を実施。	各窓口での言語ごとの相談実績を注視し、外国籍県民等のニーズに最大限応えられよう、対応言語を随時見直す必要がある。	地球市民かながわプラザ指定管理費（事業費）	再掲	一部	国際文化観光局	国際課
109	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	(2)	2-(2)-⑫	外国籍県民相談事業（教育） 外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が有する多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材と教育現場（教育委員会、学校など）をつなぐ日本語学習支援に関するコーディネートを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での悩み等、教育に関する相談を1,219件受け、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	窓口での言語ごとの相談実績を注視し、外国籍県民等のニーズに最大限応えられよう、対応言語を随時見直す必要がある。	地球市民かながわプラザ指定管理費（事業費）	再掲	一部	国際文化観光局	国際課
			(2)	2-(2)-⑬	外国籍県民同行支援事業 日本語が不自由で制度的な理解が不足していることなどにより、行政窓口などで円滑な手続きができない外国籍県民などに対し、単なる通訳にとどまらず、複数の窓口への同行や、現場での文書・アドバイスを行います。	行政窓口等に同行支援員を派遣し、日本語が不自由な外国籍県民などの支援を行った。 同行支援件数 64件 （対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）	引き続き、外国籍県民などに対し、同行支援を行う。	多文化共生推進事業費	本拠	一部	国際文化観光局	国際課
110	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	(2)	2-(2)-⑭	多言語支援センターかながわ運営事業 外国籍県民や来県外国人が安全・安心に過ごすことができる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。	外国籍県民などに対し、多言語による情報提供や通訳支援を行った。 ・多言語コールセンターの運営（対応言語：11言語、問合せ件数：21,683件） ・「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。	年々、多言語コールセンターへの問合せ件数は増加し、問合せの言語の多様化も進んでいることから、状況次第では、さらなる体制の強化を検討する必要がある。	多文化共生の地域社会づくり推進事業費	本拠	一部	国際文化観光局	
			(2)	2-(2)-⑮	多言語支援センターかながわ運営事業 外国籍県民や来県外国人が安全・安心に過ごすことができる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。	外国籍県民などに対し、多言語による情報提供や通訳支援を行った。 ・多言語コールセンターの運営（対応言語：11言語、問合せ件数：21,683件） ・「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。	年々、多言語コールセンターへの問合せ件数は増加し、問合せの言語の多様化も進んでいることから、状況次第では、さらなる体制の強化を検討する必要がある。	多文化共生の地域社会づくり推進事業費	本拠	一部	国際文化観光局	
118	Ⅱ	生活の安定に資するための支援										

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 大 小 柱	小 柱	横の取組 み	取組み内容	令和4年度までの主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	結々事業	本 地 ・ 再 掲	全 部 ・ 一 部	局	所管課	備考	
119	生活の安定に 資する ための 支援	3	(1)	3・(1)~①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援（再掲） 生活困窮世帯の子どもの生き力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染症予防を徹底するなど、学習支援を継続して実施することが出来た。コロナ禍における活動に際しても実施方法を模索しながら事業を継続することで、子どもに継続した居場所を提供するとともに、学習の定着を図ることが出来ている。また、高校進学を希望する子どもたちの、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	子ども支援の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもの健全育成の充実（学習支援・居場所作り）を図る。プログラムの改定を行うとともに、関係機関への普及啓発に努める。	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活保護課
		3	(2)	3・(2)~①	里親支援事業 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童相談所等に里親委託推進員を配置し、社会福祉法人に家庭養育支援センターや里親センターを委託して里親制度の普及啓発等に取組んだ結果、里親登録数の増加につながりました。	里親登録数が増加する一方、里親委託数が減少しており、里親委託の推進に向けて、要する里親への支援体制の充実が課題となっています。児童相談所の体制強化や児童相談所、家庭養育支援センター、里親センターが連携した多面的な里親家庭への支援に取組み、里親委託の推進を図る必要があります。	里親支援事業費（国庫）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
120	生活の安定に 資する ための 支援	3	(2)	3・(2)~②	民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助 社会的養育を必要とする子どもに、できる限り良好な家庭環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした取組みをする民間児童福祉施設に対して、その費用の一部を補助します。	対象の民間児童福祉施設に対して、必要費用の補助を行った。	引き続き、当取組を推進する。	民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
121		3	(3)	3・(3)~①	乳幼児健康診査（再掲） 1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体発育状態や発達状態などを確認し、異常などとの早期発見や適切な指導などを行います。	令和2年度の神奈川県乳幼児健康診査の受診率は1歳6か月児健診は95.6%、3歳児健診は94.2%である。コロナ禍であるが、各市町村で個別と集団検診を組み合わせて、受診率の維持ができていた。	乳幼児健康診査は市町村事業であるが、県の役割として、健診の精度管理、健診未受診者の状況確認、健診結果から適切な支援につながっているか等の評価体制の整備への市町村支援を行っていく必要がある。	—	—	—	健康医療課	健康増進課
122	生活の安定に 資する ための 支援	3	(3)	3・(3)~②	保育所、児童福祉施設への指導・監査 保育所や児童養護施設などへの定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」などを活用した指導などを行い、食育の推進を図ります。	保育所、児童養護施設等392施設に対して実施した指導監査において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用し、助言指導することにより、食育の推進を図った。	保育所、児童養護施設等に対して指導監査を実施し、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用し、助言指導することにより、食育の推進を図っていく。	—	—	—	福祉子どもみらい局	次世代育成課
123		3	(3)	3・(3)~②	児童養護施設への定期的な指導・監査の主管課である次世代育成課と協力しながら、実施した。	引き続き、次世代育成課と協力しながら、児童養護施設への定期的な指導・監査を実施していく。	—	—	—	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
124	生活の安定に 資する ための 支援	3	(4)	3・(4)~①	SNSを活用した相談窓口の設置 県内の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	委託相談員により、週3日、14時から21時の間に、ひきこもり当事者を含む子ども・若者からのさまざまな相談をLINEで受けた。令和4年度相談受付件数：2,511件 相談対応直後に行うアンケートで「LINE相談が役に立った」と回答した割合：70.7%	引き続きLINE相談を運営し、ひきこもり当事者を含む子ども・若者が身近に相談できる環境を提供する。	SNSひきこもり等相談事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課
125		3	(4)	3・(4)~①	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家族の悩みなど、子どもからの相談を受け付けた。	登録者を増やし、いつでも気軽に相談できる窓口として定着を図ることが課題。そのため、効果的な周知・広報や相談対応の向上に努めていく。	SNS児童虐待防止相談事業費	再掲	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
126	生活の安定に 資する ための 支援	3	(4)	3・(4)~①	県内すべての中高生約44万人を対象に、LINEを活用した「SNSならいいの相談（かながわ）」を令和4年5月から令和5年3月までの期間計144日間実施した。（受付時間は18時から21時まで、月水金の週3日の相談に加え、長期休業明けには相談を毎日受ける期間を設定） ・1,134件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」「まだ相談したい」とする肯定的な評価が約9割であった。	（課題） 相談窓口を積極的に周知するなどして、活用促進を図る必要がある。 （今後の方向性） ・LINEのアカウント名を変更し、いじめ以外の相談も受け付けていることを明確にすることで、気軽に相談してもらえるよう工夫する。 ・1人1台端末を活用し、相談窓口を積極的に周知する。	SNSを活用したいじめ等相談事業費 ※令和5年度に結々事業名を変更	本拠	全部	教育局	学校支援課	
127		3	(4)	3・(4)~②	高校世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいプラス」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、進路選択のサポートとして、在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	令和4年度をもって事業終了。	高校世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課
128	生活の安定に 資する ための 支援	3	(4)	3・(4)~③	かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター） 子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」と、厚生労働省の「ひきこもり支援センター（指導推進事業）」により設置した「ひきこもり地域支援センター」を一体として運営することで、子ども・若者や家族からの多様な相談（電話・面談・LINE）に対応する。また、必要に応じて自立支援を行う。	・青少年センター内に、ひきこもり地域支援センターと一体運営する「子ども・若者総合相談センター」として、各専門分野（教育・警察・福祉・児童福祉・就労支援等）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ2,778件 来所相談 延べ291件 案件数115件 LINE相談 延べ2,511件	・困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が必要である。 ・今後も、引き続き、電話及び面談相談、LINE相談を実施するとともに、困難を有する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援推進会議・ブロック会議」を開催し、関係機関の情報共有を図る。	ひきこもり等相談関係事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課
129		4	(1)	4・(1)~①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援（再掲） 生活困窮世帯の子どもの生き力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	新型コロナウイルス感染症予防を徹底するなど、学習支援を継続して実施することが出来た。コロナ禍における活動に際しても実施方法を模索しながら事業を継続することで、子どもに継続した居場所を提供するとともに、学習の定着を図ることが出来ている。また、高校進学を希望する子どもたちの、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	子ども支援の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもの健全育成の充実（学習支援・居場所作り）を図る。プログラムの改定を行うとともに、関係機関への普及啓発に努める。	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活保護課
130	生活の安定に 資する ための 支援	4	(2)	4・(2)~①	若年者の就業支援 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用人数：6,296人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,191名のうち、573名が就職等進路決定した。	不本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える者に対する就業支援の充実を図る必要がある。	若年者就業支援費	本拠	全部	産業労働局	雇用労政課
131		4	(2)	4・(2)~②	かながわ若者サポートステーション事業（再掲） 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意識を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自営の店舗支援等へのアウトリーチ支援や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの講座実施をはじめ、利用者やボランティアで就労に向けた支援ができるよう、オンライン面接のツールZoomの活用など実践的な講座やセミナーを実施した。	若者の職業的な自立支援について、より多くの支援を必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施するとともに、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	青少年課
132	生活の安定に 資する ための 支援	4	(2)	4・(2)~②	かながわ若者サポートステーション事業（再掲） 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意識を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自営の店舗支援等へのアウトリーチ支援や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの講座実施をはじめ、利用者やボランティアで就労に向けた支援ができるよう、オンライン面接のツールZoomの活用など実践的な講座やセミナーを実施した。	若者の職業的な自立支援について、より多くの支援を必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施するとともに、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	青少年課
133		4	(2)	4・(2)~②	かながわ若者サポートステーション事業（再掲） 仕事に就いておらず働くことに悩みを抱える若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意識を高めるための支援プログラム（就業体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自営の店舗支援等へのアウトリーチ支援や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの講座実施をはじめ、利用者やボランティアで就労に向けた支援ができるよう、オンライン面接のツールZoomの活用など実践的な講座やセミナーを実施した。	若者の職業的な自立支援について、より多くの支援を必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施するとともに、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	青少年課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

	主要施策 大柱 小柱	取組の 取組 み	取組内容	令和4年度の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総務事業	本 地 ・ 再 生	全 部 ・ 一 部	局	所管課	備考
3	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (2)	4・(2)-3	高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、進路高校へのアプローチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	令和4年度をもって事業終了。	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課
4	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (2)	4・(2)-4	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困難者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和4年度の定員310名、入校者数237名、修了者数137名、就職者数168名、就職率92.3%（修了時点）、就職率は「（修了就職者÷就職中退）／（修了者÷就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練終了時点で92.3%の就職率を上げることができた。	定員の充足率は令和3年度と比較し約10%低減した。オンライン訓練の実施やオンライン面接対応支援等を実施した結果、コロナ禍で低減した就職率は修了時点で令和3年度（91.5%）より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	普通課程訓練推進事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課
5	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (3)	4・(3)-1	あすなろサポートステーション事業 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童養護施設などを退所した者などが退所後に安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字会民間学校に委託し、代替養育を経験した者の相談、就労支援、継続支援計画の作成、退所時同行を積極的に行い、自立支援に尽力し続ける。また、令和3年11月から追加した事業も継続して実施している。	あすなろサポートステーション事業の規模である国の事業（社会的養護自立支援事業）が、令和6年度の改正児童福祉法の施行に合わせて一部修正が加えられる見込みであるため、国の動向を見ながら、必要に応じて仕組みの見直しを行うが、事業内容は継続できるように取組む。	あすなろサポートステーション事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
6	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (3)	4・(3)-2	あすなろサポートステーション育成事業 「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、食料、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポート」を各児童養護施設に配置し、このサポート育成のための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童養護施設の自立支援担当職員、職業指導員やあすなろサポートに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に対する支援の向上を図った。	あすなろサポートステーション事業の規模である国の事業（社会的養護自立支援事業）が、令和6年度の改正児童福祉法の施行に合わせて一部修正が加えられる見込みであるため、国の動向を見ながら、必要に応じて仕組みの見直しを行うが、事業内容は継続できるように取組む。	あすなろサポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
7	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (3)	4・(3)-3	児童養護施設退所者などへの関与 児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成する。	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
8	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (4)	4・(4)-1	高校生世代自立支援事業《再掲》 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	本人・家族の意向・適性等を踏まえた進路相談を行ったほか、進路高校へのアプローチ及び在学中から生徒と関係づくりを行うカフェ事業を実施した。	令和4年度をもって事業終了。	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課
9	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (5)	4・(5)-1	若年者の就業支援《再掲》 若年者の就業を支援するため、「かながわ若者就業支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,296人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就業支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,191名のうち、573名が就職等進路決定した。	不本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える者に対する就業支援の実施を図る必要がある。 感染症対策就業支援費	若年者就業支援費	再掲	全部	産業労働局	雇用労政課
10	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (5)	4・(5)-2	県立産業技術短大の専門課程訓練事業《再掲》 県立産業技術短大では、高等学校の卒業生などを対象に、実践技術を習得するための専門高度な職業訓練を実施しています。なお、一定の学習成績に達しており、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者については、授業料を免除します。	産業技術短大における令和4年度の定員200名、入校者数156名、修了者数118名、就職者数108名、就職率90.0%（修了時点）、就職率は「（修了就職者÷就職中退）／（修了者÷就職中退者）」で算出。 実践技術者としての必要となる知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施し、修了時点で、90.0%の就職率を上げることができた。	修了時点の就職率は令和3年度（91.0%）と比較しやや低減したが、大学等進学率の上昇により低減した定員の充足率は令和3年度より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	専門課程訓練事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課
11	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (5)	4・(5)-3	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業《再掲》 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活困難者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。なお、入校日現在24歳以下の場合は、若年者職業能力形成支援への応募が可能です。	東西校の普通課程における令和4年度の定員310名、入校者数237名、修了者数137名、就職者数168名、就職率92.3%（修了時点）、就職率は「（修了就職者÷就職中退）／（修了者÷就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練終了時点で92.3%の就職率を上げることができた。	定員の充足率は令和3年度と比較し約10%低減した。オンライン訓練の実施やオンライン面接対応支援等を実施した結果、コロナ禍で低減した就職率は修了時点で令和3年度（91.5%）より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	普通課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課
12	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (5)	4・(5)-4	県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業 県立職業技術校では、経済的理由により技能修得が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教科書及び被服などの支給を行います。	東西校における令和4年度の教科書支給対象者数は、教科書支給21件、被服支給17件で、生活困難世帯の学習の機会の確保と経済的支援を行うことができた。	今後も継続して生活困難者等の学習の機会の確保と経済的支援を実施していく。	職業訓練生福利厚生事業費	本拠	一部	産業労働局	産業人材課
13	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (5)	4・(5)-5	かながわ若者サポートステーション事業《再掲》 若年者の就業を支援するため、「かながわ若者就業支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意を高めるための支援プログラム（就職体験、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自治体の福祉主管課等へのアプローチ支援や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの職業訓練をはじめ、利用者がコロナ禍でも就労に向けた準備ができるよう、オンライン面接のコツやZoomの使い方など実践的な講座やセミナーを実施した。	若者の職業的な自立支援について、より多くの支援を必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施するとともに、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	青少年課
14	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (5)	4・(5)-6	外部機関と連携した就労支援 県立高等学校などにおいて、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」などと連携を一層強化し、必要に応じて関係機関による支援を受けられるようにします。	* 地域若者サポートステーションを所管する福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課と連携を図り、全県立高校等の進路指導担当者対象とした進路指導説明会で紹介して活用を促した。また、外部機関が行う就業支援事業等について県立高等学校等に周知した。 * 地域若者サポートステーションの設置目的や事業内容、県内配置図などコピートにまとまっており、学校での活用が図られている。	* 支援を必要とする対象者へのアプローチが難しい。 * SNSの有効活用など、周知範囲を広げる提案を引き続き積極的に行っていく。	—	—	—	教育局	高校教育課
15	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	4 (5)	4・(5)-7	キャリア教育の推進《再掲》 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の指針を基に、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度の育成など社会的自立に向け、「キャリア教育実践プログラム」によるキャリア教育活動全体を通じて計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	* 「キャリア教育実践プログラム」を全校・全課程で実施し、おおむね計画的・体系的に推進することができた。 * 学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度の育成などの社会的自立に向け、インターンシップや外部連携等とおして、在学中に社会を体験できる。	新型コロナウイルス流行時に、様々な制限の中で生活してきた高校生への影響を踏まえ、今後のキャリア教育の一助となるような取組みを検討していく。	—	—	—	教育局	高校教育課
16	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	5 (1)	5・(1)-1	子育てに資する公営住宅の特例入居の実施 義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小中学校や学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに資すると考えられる住宅を「子育て世帯向け住宅」として提供します。	子育て世帯向け住宅として、計59戸募集し （内訳） 4月常時募集：2戸 10月常時募集：2戸 5月定期募集：30戸 11月定期募集：25戸	継続予定	—	—	—	県土整備局	公共住宅課
17	Ⅱ 生活 の 安 定 に 貢 与 す る た め の 支 援	5 (1)	5・(1)-2	公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての優遇措置などの実施 入居者募集にあたって、母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20歳未満の子がいる世帯）や母子世帯（申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。	子育て世帯、母子・父子世帯向け優遇措置を実施した。	継続予定	—	—	—	県土整備局	公共住宅課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 大柱	小柱	施策の取組 み	取組み内容	令和4年度の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	結々事業	本拠・ 再掲	全部・ 一部	局	所管課	備考
148	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	5 (1) 5-①-③	生活困窮者自立支援（再掲） 経済的に困難し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県所管課（市町村）で実施します。	県所管課2箇所の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：499件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談件数は随時着きを見せ始めてきたが、引き続き、複合的な課題を抱える相談者に対応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、生活困窮者への支援体制を整えていく。	生活困窮者自立促進支援事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課
149	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	5 (1) 5-①-④	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金） 配偶者がなく、現に児童などを扶養している方に対して、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和4年度母子父子寡婦福祉資金貸付実績 修学資金：240件 技能習得資金：4件 修業資金：10件 生活資金：20件 転宅資金：7件 就学支度資金：129件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に対応し、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めとして生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
150	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	5 (1) 5-①-⑤	住居確保給付金の支給 離職者であって住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住居と就労機会の確保のため住居費（家賃相当分）について3か月間支給します。（ただし、その給付金を受けるためには、世帯の合計収入額と借付金額が一定額以下であること、求職活動を行っていることなど、必要な要件を全て満たす必要があります。） 住宅扶助基準に基づく額を上限とした家賃額を月ごとに支給します。ただし、世帯の収入合計額が基準額を超える場合は、一部支給となります。	市町村の生活困窮世帯を対象とした住居確保給付金の支給実績 支給決定件数 新規 28件 延長 21件 前延長 17件 再支給 22件 支給金額 11,101,600円 ※再々延長は令和3年度で申請受付終了	前年と比べ申請者数が減少しているが、一部の受給者の受給期間が長期化していることから、受給者の生活再建を早期に図るため、関係機関と連携し、受給者の状況に応じた就労支援を行っている。	住居確保給付金支給費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課
151	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (1) 6-①-①	児童虐待防止対策推進事業 児童相談所職員と研修を実施し、アセスメントやソーシャルワークの知識や技術など専門性の向上を図り、子どもや保護者への効果的な支援を行うようにします。	＜取組実績＞ コロナの感染防止対策を講じながらオンラインと対面を組み合わせて研修を実施し、児童相談所職員の専門性向上を図った。	＜取組の課題及び方向性＞ 職員の増加に伴い、人材育成の観点からの研修も必要になっている。必然的に受講者対象者も増加しており、その神々の状況、情勢に合わせた研修形態を検討し、実施していく。	虐待防止対策推進事業費（国費）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
152	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (2) 6-②-①	未成年後見人報酬等補助 児童相談所長は、親権を行う者のない児童などについて、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないこととされています。 児童相談所長が家庭裁判所に対し請求を行い、選任された未成年後見人などについて、報酬及び未成年後見人、後見人が加入する損害保険料の一部を県が補助します。	＜取組実績＞ 報酬の一部補助については15名、未成年後見人及び被後見人が加入する損害保険料の補助については11名へ実施した。	＜今後の方向性＞ 継続して実施していく。	未成年後見人報酬等補助	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
153	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (2) 6-②-②	児童福祉施設退所児童等専元保証人確保対策費補助 児童福祉施設や母子生活支援施設などに入所または退所した者が就職に際して、また住宅を賃借する際に親などによる保証人が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があるため、施設長など（施設長、里親、児童相談所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。 保証人として県内施設や県外関係機関の協力生とときに賠償額のうら、一定額を支払われます。全国社会福祉協議会が運営主体となっていますが、保証人は、国と県で負担します。利用を希望する者は、入所施設へ相談し、施設から県へ申請を行います。	保証人が得られない退所した児童に対して、施設長などが保証人となった場合に、県で必要な審査を行ったうえで、全国社会福祉協議会へ施設から提出された資料を送付した。	引き続き、保証人が得られない退所した児童に対して、施設長などが保証人となった場合に支援をしていく。	児童福祉施設退所児童等専元保証人確保対策費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
154	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (2) 6-②-③	児童福祉施設退所者などへの貸付（再掲） 児童福祉施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が受当と認める社会福祉法人などが実施する児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成する。	児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
155	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (2) 6-②-④	あすなろサポートステーション事業（再掲） 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童福祉施設退所した者などが退所後、安定した生活と就労が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字会林間学校に委託し、代替養育を経験した者の相談・就労支援、継続支援計画の作成、通所同行等を積極的に行い、自立支援に取り組んだ。また、令和3年11月から追加した事業も継続して実施している。	あすなろサポートステーション事業の範囲である国の事業（社会的養護自立支援事業）が、令和6年度の改正児童福祉法の施行に合わせ一部修正が加えられる見込みであるため、国の動向を見ながら、必要に応じて仕組みの見直しを行うが、事業内容は継続できるように取組む。	あすなろサポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
156	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (2) 6-②-⑤	あすなろサポーター養成事業（再掲） 「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係など様々な問題の解決を支援する「あすなろサポーター」を各児童福祉施設に配置し、このサポーター養成のための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童福祉施設の自立支援担当職員、職業指導員やあすなろサポーターに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に対する支援の向上を図った。	あすなろサポートステーション事業の範囲である国の事業（社会的養護自立支援事業）が、令和6年度の改正児童福祉法の施行に合わせ一部修正が加えられる見込みであるため、国の動向を見ながら、必要に応じて仕組みの見直しを行うが、事業内容は継続できるように取組む。	あすなろサポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
157	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (2) 6-②-⑥	児童福祉施設退所児童等支援費補助に名称変更 あすなろサポートステーションに配置した自立支援コーディネーターや、就労支援コーディネーターなどを中心に、施設を退所した者などとの関係機関連携による相談支援を行います。また、18歳到達により施設などを退所された者が引き続き自立に向けた支援が必要な場合は、生活の場を提供する施設などに対し、補助します。	児童福祉施設退所児童等支援事業費補助では、18歳以降引き続き児童福祉施設等での支援が必要な者を支援する施設や里親に対し、居住費や生活費等の補助を実施した。	児童福祉施設退所児童等支援事業費補助金の補填である国の事業（社会的養護自立支援事業）が、令和6年度の改正児童福祉法の施行に合わせ一部修正が加えられる見込みであるため、国の動向を見ながら、必要に応じて仕組みの見直しを行う。	里親センター事業費、あすなろサポートステーション事業費、児童福祉施設退所児童等支援事業費、自立支援コーディネーター事業	一部再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
158	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (2) 6-②-⑦	児童保護措置費（再掲） 児童福祉施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を県・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、義務教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習費が公費負担対象です。	適切な養護が必要な児童を保護し、民間児童福祉施設への入所や里親への養育委託等の措置を行った場合の施設運営、児童養育等のための経費を支弁した。	措置費要綱に従い、児童の養育に資するように、適切に措置費を県・県で負担する。	児童保護措置費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
159	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6 (2) 6-②-⑧	施設入所児童処遇費 県が民間児童福祉施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童福祉施設などに措置した児童の養育に資するように、県が費用を負担した。	県の支弁基準に従い、児童の養育に資するように必要な費用を引き続き負担する。	施設入所児童処遇費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 大 小 柱	大 柱 小 柱	県の取組 み	取組の 内容	令和4年度の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総務事業	本 地 ・ 再 掲	全 部 ・ 一 部	局	所 管 課	備 考			
160	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6	②	6-②-10	県立児童福祉施設入所者処遇費 県が児童福祉施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担します。	県が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担した。	県が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担する。	県立児童福祉施設入所者処遇費	本 地	全 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
			6	②	6-②-10	障害児入所措置費 保護者がいないなどにより、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、入所後の保護養育などに要する経費を負担します。	保護者がいない等であって施設の利用契約の締結が困難な児童として、県が児童福祉法に基づき措置により、障害児施設に入所させた児童について、入所後の保護養育費の支弁および障害児が日常生活に必要な補装具等を給付しました。	県が行った措置により、障害児施設に入所させた児童の福祉増進を引き続き図っていきます。	障害児施設等措置費	本 地	全 部	福祉子どもみらい局	障害サービス課	
161	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	6	②	6-②-10	障害児入所給付費 入所給付決定保護者が指定障害児入所施設などに入所などの申込みを行い、当該施設などから障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費を支払います。	入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に入所などの申込みを行い、当該施設等から障害児入所支援を受けた保護者に対して障害児入所給付費を支払った。また、障害児入所支援のうつ治療等にかかる支援を受けた保護者に対して障害児入所給付費を支払った。	契約入所児童の福祉増進を引き続き図っていきます。	障害児入所給付費	本 地	全 部	福祉子どもみらい局	障害サービス課	
			7	(1)	7-①-10	里親支援事業（国庫） 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童相談所等に里親委託推進員を配置し、社会福祉法人に家庭養育支援センターや里親センターを委託して里親制度の普及啓発等に取組んだ結果、里親登録数の増加につながりました。	里親登録数が増加する一方、里親委託数が増えつつある。里親委託の推進に向けて、要する里親への支援体制の充実が課題となっている。児童相談所の体制強化や児童相談所、家庭養育支援センター、里親センターが連携した多面的な里親家庭への支援に取組み、里親委託の推進を図る必要があります。	里親支援事業費（国庫）	再 掲	全 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
163	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	7	(1)	7-①-2	子ども権利相談室推進事業 子どもの権利の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するため、施設職員を対象に人権意識研修、基幹的職員研修を行います。また、いじめや体罰、虐待などの人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行います。	＜取組実績＞ 子どもの意見表明支援事業において、令和4年度は、児童養護施設5カ所、一時保護所1カ所を訪問し、子どもの意見を聞き取り、児童福祉施設に報告した。また、児童福祉施設にも児童相談所等児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。 ＜効果＞ ・基幹的職員研修を実施し、人権研修等は開催方法を工夫して実施した。 ・子ども本人の権利意識を高めることができた。 ・支援者の人権意識を高めるとともに、参加者相互の情報交換を行い、気持ちよめることにつながった。	令和6年度に施行される改正児童福祉法に符合し、令和5年度中から準備検討会を開催し、事業内容を検討していく。	子ども権利相談室推進事業費（国庫事業）	本 地	一 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
			7	(1)	7-①-3	児童相談所業務強化対策事業 子どもやその家族の複雑で困難な問題に対応できる。児童相談所の機能強化を図り、児童相談所の専門性を活用して、連絡会や研修を通じ、市町村など関係機関との連携強化を図ります。	＜取組実績＞ コロナ禍ではあったが開催方法を工夫し、各児童相談所において、所管市町村との連絡会議を実施した。 ＜効果＞ ・地域の実情に合わせた情報交換や課題共有を行うことができた。	＜今後の方向性＞ ・各児童相談所において連絡会議を実施。実施においては状況や情勢を踏まえた開催形態の検討が必要。 ・地域の実情に合わせ、児童虐待予防を目的とした次世代への啓発の推進を図る。	児童相談所業務強化対策事業費	本 地	一 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
165	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	7	(1)	7-①-4	虐待防止対策推進事業 精神科医、弁護士などが児童相談所職員に対し、専門的知識の提供、指導を行います。児童虐待の事業実施のため、医療機関に診察を依頼し、委託した医療機関にて親子関係修復、カウンセリングなどを実施します。	＜取組実績＞ 子どもや保護者が抱える複雑で深刻化する相談に対して、定期的に精神科医や弁護士などの専門的知識、指導を受けた。 ＜効果＞ ・多面的な問題を抱え、迅速かつ適切な支援を行うことができた。	＜今後の方向性＞ 児童虐待相談をはじめとする複雑で深刻化する相談に対して、より適切で効果的な支援を行うため、専門的知識を活用し、医療機関、児童虐待相談、家庭虐待相談、児童虐待防止の虐待の再発防止等の支援を充実させる。	虐待防止対策推進事業費（国庫）	再 掲	一 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
			7	(1)	7-①-5	児童相談所一時保護所心理職員雇用 緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理療法や評価の実施、一時保護所職員への助言を行います。	緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理療法や評価の実施、一時保護所職員への助言を行った。	引き続き、緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心理療法や評価の実施、一時保護所職員への助言を行う。	児童相談所一時保護所心理職員雇用費	本 地	一 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
167	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	7	(1)	7-①-6	児童相談所業務支援システム 児童相談所における相談情報のデータベース化及び処理システムを構築・運用します。	システムを適切に運用するために必要な業務委託を行った。	引き続き、システムを適切に運用するために必要な業務委託を行う。	児童相談所業務支援システム費	本 地	全 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
			7	②	7-②-1	市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保 要保護児童対策調整機会の調整担当者研修、その他市町村職員を対象とした研修や連絡会を通じて、子ども家庭相談や妊産婦への支援に際する職員の専門性向上を支援するとともに、各自自治体の取組情報を共有する機会を作ります。	＜取組実績＞ 要保護児童対策調整機会の調整担当者研修及び、市町村新任職員を対象とした研修について、コロナ禍ではあったが方法を工夫して実施した。	＜今後の方向性＞ コロナの類型が引き下げられたとはいえ、悲しい状況ではないため、その状況の状況や情勢を見つつ、研修や連絡会を実施し、情報交換や課題共有を実施していく。	虐待防止対策推進事業費（国庫）	再 掲	一 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
169	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	7	③	7-③-1	神奈川県母子家庭等就業自立支援センター 現況届の提出時に、相談員が一部市役所（横浜、海老名、茅ヶ崎市）を訪問し、就業相談を実施します。	現況届の提出時に、相談員が一部市役所（横浜、海老名、茅ヶ崎市）を訪問し、就業相談を実施した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	母子家庭等就業支援事業費	本 地	全 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
			7	(4)	7-④-1	母子父子自立支援員の研修実施 ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。	（主な取組実績） 3回の研修会を実施 令和4年4月 オンライン開催 令和4年11月 オンライン開催 令和5年2月 オンライン開催 （効果） 母子父子自立支援員の日々の相談業務等の職務能力の向上を図ることができた。	ひとり親家庭の自立支援と推進に関する新制度が設立される場合は、新制度の勉強会を開催し、その年度の状況にふさわしい研修会を実施していく必要がある。	母子・父子自立支援員設置費	本 地	全 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
171	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	7	(4)	7-④-2	生活困窮者自立支援（再掲） 経済的に困難し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却に地域での自立を促進するための相談支援を県所管機関（市町村）で実施します。	県所管機関（市町村）の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施した。 新規相談受付件数：499件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談件数は徐々に減ってきているが、引き続き、複合的な課題を抱える相談者に対して対応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等職員向上を図るほか、生活困窮者への支援体制を整えていく。	生活困窮者自立促進支援事業費	再 掲	一 部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
			7	(5)	7-⑤-1	母子父子自立支援員の研修実施（再掲） ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を配置します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。	（主な取組実績） 3回の研修会を実施 令和4年4月 オンライン開催 令和4年11月 オンライン開催 令和5年2月 オンライン開催 （効果） 母子父子自立支援員の日々の相談業務等の職務能力の向上を図ることができた。	ひとり親家庭の自立支援と推進に関する新制度が設立される場合は、新制度の勉強会を開催し、その年度の状況にふさわしい研修会を実施していく必要がある。	母子・父子自立支援員設置費	再 掲	全 部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
173	Ⅱ	生活の安定に資するための支援	7	(5)	7-⑤-2	ケースワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施 生活保護ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて、リモート、対面での研修を開催した。	今年度も研修計画を作成し、「ケースワーカー、子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上」を図るため、研修を実施していく。	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費	再 掲	全 部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
			7	(5)	7-⑤-2	生活保護ケースワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて、リモート、対面での研修を開催した。	今年度も研修計画を作成し、「ケースワーカー、子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上」を図るため、研修を実施していく。	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費	再 掲	全 部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
174														

神奈川県子ども貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

別添2

	主要施策	大柱	小柱	取組の取組み	取組み内容	令和4年度の主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総務事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考
175	Ⅱ 生活の安定に資するための支援	7	(5)	7-5-③	民生委員・児童委員研修事業 民生委員・児童委員の資質の維持・向上を図るために、新任研修、リーダー研修、テーマ別研修を実施します。	各種研修を実施し、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を習得した。 ＜実績＞ ○新任研修 申込者数 計1,304名 ○リーダー研修 申込者数 計376名 ○テーマ別研修 申込者数 計2,112名	引き続き取組を通じて、活動に必要な知識等を提供する。	民生委員児童委員研修事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	地域福祉課	
	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	1	(1)	1-1-1-①	働き方改革推進事業 長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業等の経営者などを対象としたセミナーや、企業へのアドバイザー派遣、テレワーク導入に関するセミナーや専門家の派遣を実施します。あわせて、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした個別カウンセリングやセミナーを実施します。	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、テレワークに関するセミナーを2回、アドバイザー派遣を30社に実施した。併せて、テレワークを実施するための機器等に対する補助を実施した。 また、仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象に、ワーキングマザー両立応援カウンセリングを105回、ワーキングマザー両立応援セミナーを2回実施した。	新しい生活様式に沿った働き方の定着を図るため、テレワーク・ICT活用による職場環境の整備の支援に取り組む。 また、引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。	働き方改革推進事業費 働き方改革推進事業費（新型コロナウイルス対策）	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課	
176	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	1	(1)	1-1-1-②	親子とも・子育て支援推進策案に基づく事業者の認証 県条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制などが整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事と子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。	新たに6事業者が「かながわ子育て応援団」として認証された。	引き続き、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制等が整っている事業者を認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立に向けた職場環境の整備を推進する。	次世代育成支援行動計画推進費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
177	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-①	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター 就業相談からパソコン講座などの就業支援講習会、就業情報の提供まで一貫した就業支援事業を行います。（来所が難しい場合は電話相談も可）	就業相談については、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、従来の来所・電話相談に加え、オンライン（ZOOM）による相談を実施した。 また、パソコン講座等の就業支援講習会についても、各回の参加人数制限や換気、参加者の体調確認等、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で実施した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	母子家庭等就業支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
178	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-②	自立支援教育訓練給付 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割）相当額を支給します。	介護福祉士資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
179	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-③	高等職業訓練促進給付金などの支給 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父が修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年度1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護士や美容師等の国家資格の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金を支給し、生活費負担の軽減を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
180	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-④	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の修了者に対する補助を行い、ひとり親の資格取得及び住居費支援による自立促進を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
181	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-⑤	「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定 母子及び父子並びに専業主婦法第12条に基づく「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親の自立促進に係る事業を推進します。	＜主な取組実績＞ ○かながわ母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援講習会のほか、養育費相談等の事業を実施した。 ○ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カナ・カモミール」により、行政の支援情報について情報提供を実施した。 ○4年度アクセス件数 延べ15,593件 ○ひとり親家庭支援LINEにより、市町が対応していない平日夜間、土日休日に相談を受け、市等の具体的な支援につなぐ取組を実施した。 ○4年度相談件数 753件 ＜効果＞ 施設入所による支援が必要な母子家庭に対し、施設入所措置を行い自立促進を図ることができた。	引き続き、母子家庭の母等の自立促進を図る。	児童福祉審議会費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
182	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-⑥	若年者の就業支援（再掲） 若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,296人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,191名のうち、573名が就職等進路決定した。	本意をなすまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える若者に対する就業支援の充実を図る必要がある。	若年者就業支援費	再掲	全部	産業労働局	雇用労政課	
	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-⑦	女性就業支援事業 育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、マザーズハローワーク横浜内に相談窓口を設け、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングを行います。あわせて、就職のための面接を受けようとする女性を対象に、無料でスーツの貸出を行うとともに、女性活躍推進に資するイベントを実施します。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：774人 令和4年度より、電話相談窓口を増設すると共に、キャリアカウンセリングの相談枠を1枠増やす等、事業を強化して実施した。 マザーズハローワーク横浜内に設置した「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」にてキャリアカウンセリングを利用した209名のうち、43名が就職等進路決定した。 キャリアカウンセリングで把握される女性の就業に関する課題等を反映し、女性活躍推進に資する内容のセミナーを開催した。	育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない女性の就業支援のため、本事業を広く周知するとともに、引き続き県との連携を図りつつ、就労に関する不安を解消し、相談者に寄り添ったカウンセリングを実施する。	女性就業支援推進事業費 女性就業支援推進事業費（新型コロナウイルス対策）	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課	
183	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-⑧	中高年齢者の就業支援 中高年齢者の多様な就業ニーズへの対応や求職者などを支援するため、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を中心に、国のハローワークと連携し、キャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：7,043人 継続的に事業を実施し、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」にてキャリアカウンセリングを利用した1,148名のうち、1,026名が就職等進路決定した。	・就業意欲の高い高齢者の増加に対応し、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」における就業支援の充実と、事業主による年齢にかかわらず働くことのできる雇用・就業環境の整備を促進する必要がある。	シニア・ジョブスタイル・かながわ事業費	本拠	全部	産業労働局	雇用労政課	
	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-⑨	労働相談事業 労働者や事業主の抱える労働問題を解決するため、県内4か所のかながわ労働センター及び同支所において労働相談窓口を常設しているほか、街頭労働相談、日曜労働相談、女性のための労働相談、通訳を配置した外国人労働相談などを実施します。	かながわ労働センター及び同支所において、労働相談を実施した。（11,727件）	引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。	労働相談等事業費	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課	
186	Ⅲ 職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-1-1-⑩	県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として離職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。なお、入校後定額、入校料、授業料は無料です。	東西校の短期課程における令和4年度の定員660名、入校者数519名、修了者数418名、就職者数369名、就職率80.0%（修了時点）。就職率は（就職者÷就職中退学）/（修了者÷就職中退学）で算出。 再就職に必要となる知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練終了時点では80.0%の就職率を挙げることができた。	令和3年度と比較し、定員の充足率がやや低減したが、オンライン訓練の実施やオンライン面接対応支援等を実施した結果、修了時点における就職率は令和3年度（76.8%）より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	短期課程訓練推進事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
187													

神奈川県子ども貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 大柱	小柱	横の取組み	取組み内容	令和4年度の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・ 再掲	全部・ 一部	局	所管課	備考			
188	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	2	(1)	2-(1)-①	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和4年度の定員310名、入校者数237名、修了者数137名、就職者数168名、就職率92.3%（修了時点）・就職率は「（修了就職者+就職中退者）／（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了時点で92.3%の就職率を上げることができた。	定員の充足率は令和3年度と比較し約10%低減した。オンライン訓練の実施やオンライン面接対面支援等を実施した結果、コロナ禍で低減した就職率は修了時点で令和3年度（91.5%）より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	普通課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
			2	(1)	2-(1)-②	離職者等委託訓練事業 離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。	離職者を対象に、112コース、1,367人実施。就職率73.0%（R4年11月修了生までの実績）、就職率は「（修了就職者+就職中退者）／（修了者+就職中退者）」で算出。 離職者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	第11次神奈川県能力開発計画の目標値である72.0%を達成する見込みだが、国の目標値である75.0%は達成できない見込みであり、引き続き、公共職業安定所と連携し、就職率向上に努めていく。	離職者等委託訓練事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
189	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	2	(2)	2-(2)-①	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲） 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	（主な取組実績） 〇市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。町村項は県の直接事業。 令和4年度実績（市実績） 派遣件数：59件 派遣回数：96回 （効果） 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	引き続き、母子・父子家庭の母、父、又は当該家庭の児童、若しくは養育等の病気等による家事労働低下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援事業費（国庫）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
			2	(2)	2-(2)-②	子育て短期支援事業への支援（再掲） 保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時に困難になったり児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した7市に運営費用等の補助を行った。	今後も引き続き子育て短期支援事業を実施した市町村への補助を行っていく。	子育て短期支援事業費補助 子育て世帯しすぱい支援事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
191	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	2	(2)	2-(2)-③	病児・病後児保育事業への支援（再掲） 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児保育事業については、16市3町に対して病児保育事業の実施に係る経費の一部を補助することで、病児や病後児の受入促進を図られた。	引き続き、病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児、病後児保育事業を実施する市町村への支援を行う。	病児・病後児保育事業費補助（投資・非投資）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
			2	(3)	2-(3)-①	自立支援教育訓練給付（再掲） 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のある者は4割）相当額を支給します。	介護福祉士資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
193	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	2	(3)	2-(3)-②	高等職業訓練促進給付金などの支給（再掲） 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上高専機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年限10年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護師や美容師等の国家資格の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金、修了支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
			2	(3)	2-(3)-③	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付（再掲） 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経費に対する補助を行い、ひとり親の資格取得及び住居費支援による自立促進を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
194	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	2	(3)	2-(3)-④	生活保護（生業扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給していきます。 「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。また、高校生の就労収入について、保護から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。	高校等へ進学した子どもが、進学を希望する場合には、福祉事務所担当ケースワーカーや子ども支援員と相談の上、将来の計画（進学）を立て、収入認定除外の処理を適切に行なった。	子どもたちが将来に希望を育てるよう支援を継続し、保護世帯からの自立助長を図る。	生活保護扶助費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
			3	(1)	3-(1)-①	県立職業技術校の短期課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として離職者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	東西校の短期課程における令和4年度の定員660名、入校者数519名、修了者数418名、就職者数389名、就職率80.0%（修了時点）・就職率は「（修了就職者+就職中退者）／（修了者+就職中退者）」で算出。 再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了時点では80.0%の就職率を上げることができた。	令和3年度と比較し、定員の充足率がやや低減したが、オンライン訓練の実施やオンライン面接対面支援等を実施した結果、修了時点における就職率は令和3年度（76.6%）より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	短期課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
197	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	3	(1)	3-(1)-②	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和4年度の定員310名、入校者数237名、修了者数137名、就職者数168名、就職率92.3%（修了時点）・就職率は「（修了就職者+就職中退者）／（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了時点で92.3%の就職率を上げることができた。	定員の充足率は令和3年度と比較し約10%低減したが、オンライン訓練の実施やオンライン面接対面支援等を実施した結果、コロナ禍で低減した就職率は修了時点で令和3年度（91.5%）より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	普通課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
			3	(1)	3-(1)-③	県立職業技術校の職業課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の職業課程における令和4年度の定員310名、入校者数237名、修了者数137名、就職者数168名、就職率92.3%（修了時点）・就職率は「（修了就職者+就職中退者）／（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了時点で92.3%の就職率を上げることができた。	定員の充足率は令和3年度と比較し約10%低減したが、オンライン訓練の実施やオンライン面接対面支援等を実施した結果、コロナ禍で低減した就職率は修了時点で令和3年度（91.5%）より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	職業課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	
198	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	3	(1)	3-(1)-④	県立職業技術校の職業課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。 なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の職業課程における令和4年度の定員310名、入校者数237名、修了者数137名、就職者数168名、就職率92.3%（修了時点）・就職率は「（修了就職者+就職中退者）／（修了者+就職中退者）」で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施し、訓練修了時点で92.3%の就職率を上げることができた。	定員の充足率は令和3年度と比較し約10%低減したが、オンライン訓練の実施やオンライン面接対面支援等を実施した結果、コロナ禍で低減した就職率は修了時点で令和3年度（91.5%）より改善した。 オープンキャンパス、体験入校、ホームページ等を充実させ、さらなる周知広報に努め、応募者の増加及び定員充足率の改善を図る。	職業課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課	

神奈川県子ども貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

	主要施策	大柱	小柱	欄の取組み	取組み内容	令和4年度の主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総務事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	備考	
199	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	(1)	3- (1)-3	就職者等委託訓練事業（再掲） 就職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託し、長期（1年以上2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得して就業するために必要な知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。	就職者を対象に、112コース、1,367人実施。就職率73.0%（R4年11月修了生までの実績）、就職率は「（修了就職者÷就職中途者）×100（修了者÷就職中途者）」で算出。就職者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	第11次神奈川県職業能力開発計画の目標値である72.0%を達成する見込みだが、国の目標値である75.0%は達成できない見込みであり、引き続き、公共職業安定所と連携し、就職率向上に努めていく。	就職者等委託訓練事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課		
					3- (1)-4	生活保護受給者等就労自立促進事業等 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者に加え、生活保護の相談・申請段階の者をあて、広く生活困窮者を対象として、福祉事務所とハローワークと連携した就労支援を行っています。そのほか、福祉事務所の就労支援プログラムを活用した支援、福祉事務所に配置された就労支援員による支援、生活保護ケースワーカーによる支援を行っています。	神奈川県労働局と自治体で締結した協定に基づき、生活保護受給者等の就労による自立を促進するため、ハローワークとより一層連携を強化することで、対象者の状況に応じた効果的な支援を実施した。	引き続き、ハローワークや自立相談支援機関と連携し、就労支援を行っている。	—	—	福祉子どもみらい局	生活保護課		
200	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	(1)	3- (1)-5	生活困窮者就労準備支援事業 複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、県所管域（市町域）で実施しています。生活習慣を改善するための指導や訓練、就労の初動動などを通じた社会的能力の習得、就労体験の場の提供や、就職活動に向けた技法や知識の取得の支援などを行います。	就労準備支援事業の令和4年度支援実績 延べ支援件数 1,624件 主な実施内容 ・事業所内での就労体験・実習、農業体験、職業見学、ボランティア活動参加、生活相談 ・愚連所づくり（フリーサロンなど） ・アフターケア支援（出張相談会） ・就労後の定着支援	引続き、就労体験等を通じ、就職活動に向けた技法や知識の取得の支援を行っている。	生活困窮者自立促進支援事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課		
					3- (1)-6	技術校生等就職促進事業 職業技術校などに求人開拓推進員を配置し、職業訓練受講者及び訓練修了後1年未満の修了生を対象に、就職先の開拓、就職相談、無料職業紹介を行い、技術校生の就職を支援します。	新規求人数 約3,970件、新規求人数 約22,570人分を開拓し、約240人を就職に結びつけた。	新規求人数はコロナ禍前の水準以上となったが、就職者数は伸び悩んでいる。引き続き新規求人数の開拓をより進め、就職者数の増につなげたい。	技術校生等就職促進事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
202	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	(1)	3- (1)-7	職業訓練手当支給費 障害者職業能力開発校などにおいて、公共職業安定所長の受給指示により入校した場合、訓練期間中に手当を支給します。	100名の訓練生に手当を支給し、訓練受講環境を安定化させ、就職の促進を図った。	職業技術校等への障がい者等の受入れ増加により、職業技術校等の支給対象者数が今後増加していく可能性があり、労働局と調整しながら、対象者への支給手続きを滞りなく進めていく。	職業訓練手当支給費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課		
					3- (1)-8	障害者就職促進委託訓練事業 障がい者の多様なニーズに対応した短期間の職業訓練を民間教育訓練機関などに委託して実施します。なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	求職中の障がい者を対象に、26コース、93人実施。就職率44.8%（12月末訓練終了コース修了3か月後時点）、就職率は「（修了就職者÷就職中途者）×100（修了者÷就職中途者）」で算出。求職中の障がい者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	国の目標値である就職率55.0%を達成できなかった。引き続き、公共職業安定所と連携し、就職率向上に努めている。また、応募率が低く（平均43.4%）開催できないコースがあるため、更なる周知広報に努める。	障害者就職促進委託訓練事業費（国庫）	本拠	全部	産業労働局	産業人材課	
204	Ⅲ	職業生活の安定と向上のための支援	(1)	3- (1)-9	障害者職業能力開発事業 障害者職業能力開発校などにおいて、障がい者の程度や適性に応じた職業訓練を実施します。なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対し、全8コースの職業訓練を実施し、就職を支援した。81名が受講し、修了時点の就職率は、62.7%であった。	訓練定員に対する入校者が充足しきれていないため、職業訓練を必要とされる方へのさらなる周知広報に努める。	障害者職業能力開発事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課		
					3- (1)-10	生活保護（生業扶助）（再掲） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入として認定された額を比較して、不足する部分を生活保護費として支給しています。 「生業扶助」において、高等学校などへの就学費は、当該世帯の自立助成に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などが支給されます。また、高校生の就労収入について、保護者から自立するために大学などへの進学費用に充てる場合などは、一定の要件の下、収入として認定しない取扱いとしています。	高校等へ進学した子どもが、進学を希望する場合などは、福祉事務所担当ケースワーカーや子ども支援員と相談の上、将来の計画（進学）を立て、収入認定除外の処理を適切に行った。	子どもたちが将来に希望を待てるよう支援を継続し、保護世帯からの自立助成を図る。	生活保護扶助費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課	
206	Ⅳ	経済的支援	1	(1)	1- (1)-1	児童手当 0歳から中学生までの児童を養育している世帯などに手当を支給します。手当の額は児童の年齢や所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資した。	事務を行っている市町村と連携し、適正な受給に向け市町村と協力していく。	児童手当負担金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
						1- (1)-2	児童扶養手当 父母の離婚、父母の死になどによって、父又は母と生計を同じくしていない児童（0歳未満世帯の子も含む）について、手当を支給します。これにより、母子世帯などの生活の安定と自立を促進します。手当の額は所得に応じて変動します。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	児童扶養手当制度のパンフレットの作成及び、県のたよりやホームページ等での周知活動を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施に伴い、本給付金と併せて児童扶養手当制度の積極的な案内を行った。	受給者に対し、児童扶養手当制度の周知を改めて行い、町村と協力しながら適正な受給を進めていく。	児童扶養手当給付費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
208	Ⅳ	経済的支援	1	(1)	1- (1)-3	特別児童扶養手当 「特別児童扶養手当」は、精神、知的又は身体障がいなどで政府で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父母又は養育者に対して支給される手当です。手当支給に係る費用の一部を県が負担します。	県ホームページへの掲載やパンフレットの配布等を行い、制度の周知に努めた。	今後も引き続きパンフレットの配布等による積極的な周知を行うことを考えている。	特別児童扶養手当法施行事務費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
						1- (1)-4	母子父子寡婦福祉資金貸付金（再掲） 配偶者がなく、現在児童を扶養している方などに対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和4年度母子父子寡婦福祉資金貸付金実績 修学資金：2,401件 技能習得資金：4件 修業資金：10件 医療介護資金：1件 生活資金：20件 住宅資金：7件 就労支援資金：129件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めとして生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
210	Ⅳ	経済的支援	1	(1)	1- (1)-5	母子父子寡婦福祉資金貸付金（再掲） 配偶者がなく、現在児童を扶養している方などに対して、無利子又は低利で各種資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和4年度母子父子寡婦福祉資金貸付金実績 修学資金：2,401件 技能習得資金：4件 修業資金：10件 医療介護資金：1件 生活資金：20件 住宅資金：7件 就労支援資金：129件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めとして生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

別添2

主要施策 大柱	小柱	横の取組 み	取組み内容	令和4年度 の主な 取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・ 再掲	全部・ 一部	局	所管課	備考	
211	IV 経済的 支援	1 (1)	(1)-1-⑤ 寡婦（夫）控除のみなし適用	所得税法などにおける寡婦（夫）控除は、これまで結婚歴のないひとり親世帯は適用されなかったため、所得税額や所得控除に基づいて算定する利用料などで差が生じないように「みなし適用」を平成27年7月より実施しています。（今後の税制改正でひとり親にも適用される見込みです。）	令和2年度税制改正を受けて、令和3年度分以後の個人住民税について、結婚歴のないひとり親世帯には「ひとり親控除」が適用された。	なし	—	—	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
212	IV 経済的 支援	1 (2)	(1)-②-① 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター（再掲） 両親が離婚した子どもの健やかな育成のため、離れて暮らす親は養育費を負担し、子どもを育てる親は養育費を確保する必要があります。 ひとり親家庭の自立を支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」では、養育費の取り決め、確保などを支援するため、家庭裁判所の元調停委員が、離婚前や離婚後など、様々な状況にある方々の専門的な相談対応などを行うとともに、同センターや福祉事務所などでも日常的に養育費に関する情報を提供しています。 また、福祉事務所でのひとり親世帯の生活全般の相談を行う母子・父子自立支援員が、養育費について情報を積極的に提供できるよう、支援員研修で養育費に関する講座を実施します。	〇神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターや県保健福祉事務所において、養育費に関する相談を受け付けた。 また、養育費に関する相談窓口を案内するリーフレットを作成し、県内の戸籍・ひとり親支援部局等に配布した。 〇ひとり親が養育費の取り決めとして公正証書を作成する際の費用について補助を行った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の養育費確保を支援し、ひとり親の自立支援を図っていく。	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課			
213	IV 経済的 支援	1 (3)	(1)-③-① 1 教育の支援 大柱6「教育費負担の軽減」(1)～(4)」(p42～45) 参照 《再掲》	—	—	—	—	—	—	—		
214	IV 経済的 支援	1 (4)	(1)-④-① ひとり親家庭等医療費助成事業	市町村が助成したひとり親家庭の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。 市町村が実施主体となり、ひとり親世帯などの世帯員が病気などで受診した場合に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成するものです。ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る。	ひとり親家庭等医療費助成事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
215	IV 経済的 支援	1 (4)	(1)-④-② 小児医療費助成事業	市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の小児医療費の自己負担分を給付する事業です。 ただし、子どもの年齢制限や所得制限などがあります。	市町村が助成した児童の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。	引き続き、本事業を通して、小児の医療費負担を軽減し、経済的に支援していく。	小児医療費助成事業費補助	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
216	IV 経済的 支援	1 (4)	(1)-④-③ 小児慢性特定疾病医療費助成制度	原則18歳未満で、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を県・県で負担します。（所得に応じて自己負担額が異なります。）	小児慢性特定疾病に罹患している児童の医療費のうち一部を県が負担し、経済的に支援した。	引き続き、本事業を通して、小児慢性特定疾病の患者家族の負担軽減を図っていく。	小児慢性特定疾病医療費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
217	V 子どもの 貧困対策 に係る 推進の 取組	1 (1)	(1)-1-①-① 県民向けフォーラムの開催	県内各地において、子どもの貧困をテーマとした県民向けフォーラム「子ども支援フォーラム」を開催し、子どもの貧困対策に係る機運醸成を図ります。	子ども支援WEB講座、研修会を実施した。 【令和4年度実績】 ・子ども支援WEB講座4回 ・子ども支援研修会1回	引き続き、子ども支援WEB講座、研修会を実施し、子どもの貧困対策に係る子どもの貧困対策に係る機運醸成の促進を図る。	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課		
218	V 子どもの 貧困対策 に係る 推進の 取組	1 (2)	(1)-②-① 地域の人材育成	子ども支援に関する専門的人材を育成するために、県内各地で人材育成セミナーを実施します。	子ども支援WEB講座、研修会、交流会を実施した。 【令和4年度実績】 ・子ども支援WEB講座4回 ・子ども支援オンライン研修会1回 ・子ども支援交流会2回	引き続き、子ども支援WEB講座、研修会を実施し、子ども支援に関する専門的人材育成に関する支援を行う。	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課		
219	V 子どもの 貧困対策 に係る 推進の 取組	1 (2)	(1)-②-② 民間団体などとの連携した取組	民間団体と協働連携し、子ども支援活動を支援するサポーターの創出に際し、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートなどを行います。	基金21協働事業は、令和3年度末を以て事業期間が満了。引き続き子ども支援活動を支援するサポーターの創出及び振り起こしや、子ども支援活動とサポーターとのコーディネートを図るため、随時協働事業の広報を行った。	基金21協働事業の成果を県ホームページで案内するなど、協働事業実施者の取組について、周知・広報の協力を行う。	—	—	福祉子どもみらい局	次世代育成課		
220	V 子どもの 貧困対策 に係る 推進の 取組	1 (3)	(1)-③-① 子ども支援団体の交流の機会の提供	県内各地で、子ども支援団体などを対象とした交流会を実施して、子ども支援団体によるネットワークづくりの後押しをします。	子ども支援交流会を実施した。 【令和4年度実績】 ・子ども支援交流会2回	引き続き、子ども支援交流会を実施し、子ども支援団体のネットワークづくりの支援を行う。	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課		
221	V 子どもの 貧困対策 に係る 推進の 取組	2 (1)	(2)-1-①-① 県市町村連絡会議	毎年、地域の実情に応じた取組の働きかけや情報交換などを行い、市町村における子どもの貧困対策の推進を図るために、県市町村連絡会議を開催します。	オンライン開催と書面開催、計2回開催した。	引き続き、県市町村間で情報共有し、連携していく。	—	—	福祉子どもみらい局	次世代育成課		
222	V 子どもの 貧困対策 に係る 推進の 取組	2 (2)	(2)-②-① かながわ子ども支援協議会	学識者や関係団体、NPO、教員、市町村などから構成されるかながわ子ども支援協議会を運営します。	オンライン開催と書面開催、計2回開催した。	引き続き、有識者のご意見を県子どもの貧困対策に反映する。	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課		
223	V 子どもの 貧困対策 に係る 推進の 取組	2 (2)	(2)-②-② かながわ子ども支援協議会	学識者や関係団体、NPO、教員、市町村などから構成されるかながわ子ども支援協議会を運営します。	オンライン開催と書面開催、計2回開催した。	引き続き、有識者のご意見を県子どもの貧困対策に反映する。	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課		